

市職員のアメリカ化学学会での講演内容、若手職員の描く二〇三〇年のかわさき、大学院派遣に伴う研究成果、自主研究グループ・在宅ケアネットワーク「なごみの会」による老人虐待の現況報告、新たな派遣職員の手によるシリコンバレーと韓国富川市の紹介など、今回も盛りだくさんの研修・研究報告を行ないます。

日本における環境ホルモン分析の現状

環境局化学物質担当副主幹

鈴木 茂

アメリカ化学会(ACS) ナショナルミーティング参加報告

二千年三月二十六日から三〇日までサンフランシスコで開催された第二九回アメリカ化学会(ACS) ナショナルミーティングに招待され、「日本における環境ホルモン分析の紹介と現状」について講演した(講演内容は要旨を参照ください)。この学会は、化学会としては世界最大で五十余の部会があり、その一つである環境部会の環境ホルモンシンポジウムにおける講演である。学会は国際色豊かで、全体の半数弱が外国からの参加であった。私が招待された理由は、本市を含む自治体で進めている環境分析技術(LC/MS)を米国に紹介するためである。このプロジェクトは環境庁の委託で進められており、私はこのプロ

ジェクトのリーダーになっている。この技術は、これまで測定が困難であった化学物質を対象に開発され、本市のように化学物質の取り扱いの多い自治体ではとくに重要である。講演は好評で、学会と座長からは発表に使用したプレゼンテーションファイイルを、多くの参加者からは講演要旨のファイイル及び我が国の化学物質調査結果報告書(英語版)を請求された。半年以上過ぎた今も海外から資料請求があることは、技術屋としてこの上ない喜びである。

1. 日本におけるこれまでの環境ホルモン(EED)分析

日本の環境庁(JEA)は一九七四年以来今日まで「化学物質環境調査」を行っており、毎年度調査結果を公表している。この調査は化学物質による一般環境(大気、

水、底質、生物など)の汚染レベルをモニターするために設定されている。調査の対象は、有害性の優先順位の高い物質に向けられている。これらの調査に加え、環境庁及び地方公共団体は各種の環境モニタリング調査を行っている。環境庁及び地方公共団体は、環境ホルモン作用があると考えられる四七種の化学物質について、毎年度或いは特定の年度にモニタリングを実施し、二四物質を検出している。そのモニタリング結果は、一九九七年七月に公表された中間報告に記載されている。その報告では、たとえば動物の体内PCB濃度は、使用禁止措置から二〇年経過後もほとんど変化がないことが記されている。DDTは水中では検出されないが、底質では相変わらず存在している。五種類のフタル酸エステルは環境ホルモン作用の疑いのある物質で、水、底質ともに検出された。

2. 日本における環境ホルモン分析

一九九八年五月、日本の環境庁は環境ホルモンに関する戦略計画98「SPEED98」を発表し、そのなかで外因性内分泌かく乱化学物質問題と環境ホルモンについての基本的政策について言及した。そして一九九八年一〇月、日本の環境庁は環境ホルモンの暫定分析法を公表し、環境ホルモン問題への取り組みのひとつとして、国レベルでの一般環境(大気、水、底質、生物など)の汚染状況を調査した。調査結果は、一九九九年一〇月二九日に新聞発表される。表1(省略)に日本における環境ホルモンの暫定分析法の概要を示す。この方法は六七種の環境ホルモン作用の疑われる物質を測定するために開発された。この方法では、多くの物質は複雑な試料処理を行った後GC/MS、HPLCまたはELISAで分



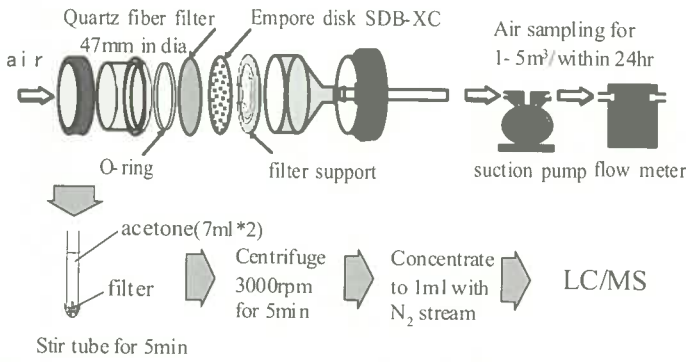


図1 LC/MSによる大気中環境ホルモン分析法の概要

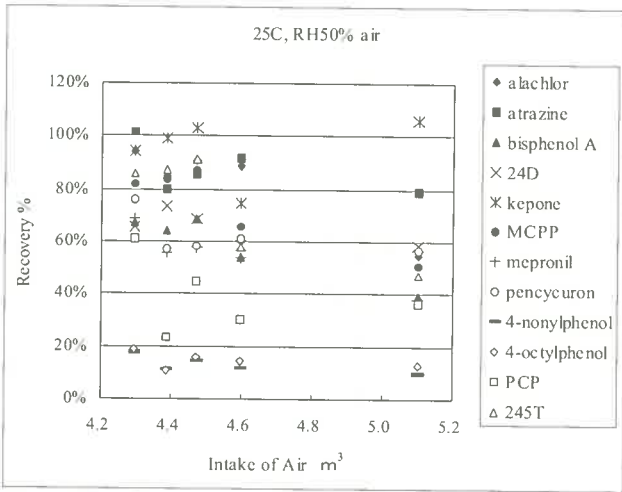


図2 大気中環境ホルモンの回収率

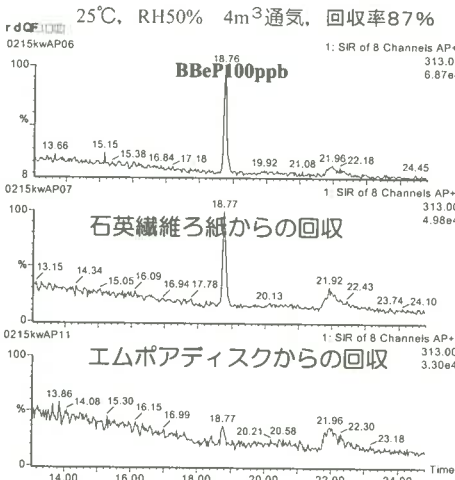


図3 フタル酸ビスフェノールのLC/MS測定例

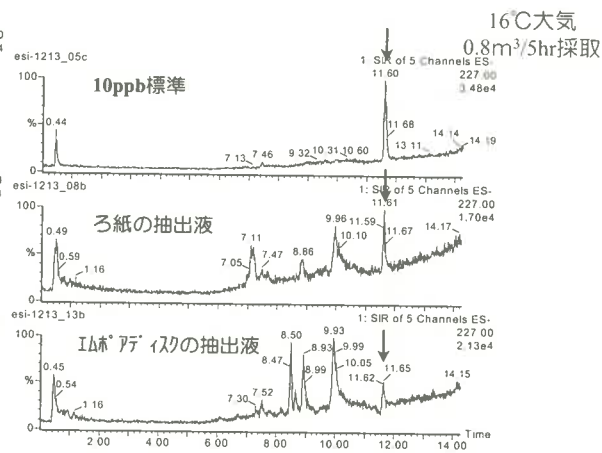


図4 大気中 bisphenol-A の測定例

表2 LC/MSによる環境ホルモンの分析条件

LC: Waters alliance 2690, Column: Symmetry Shield RP18 2.1mm*50mm, 3um, Mobile phase: 0.3ml/min, (1)CH ₃ CN/H ₂ O 2%(0-3min)->99%(20-25) (2)CH ₃ CN/10mM Ammonium Acetate(pH4) 2%(0-3min)->99%(20-25)	MS: Waters Platform LCZ4000 (ESI/APCI) ESI probe Temp.: 130C, ESI probe Voltage: 3.5kV, Cone Voltage: 30V, Nebulizing gas: N ₂ (5 l/min)
---	---

表3 大気中 bisphenol-A の測定結果の例 (kawasaikei City December,1998)

	試料数	平均値	標準偏差
bisphenol-A の濃度	4	10.9 ng/m ³	5.1 ng/m ³
	試料数	平均値	標準偏差
サンプリングスピイクの回収率 (bisphenol-A_d16)	4	100.5 %	16.3 %

3. LC/MSによる環境ホルモン分析

大気中の環境ホルモンの数種(アラクロール、アトラジン、ケボン、ビスフェノール-A、ペンタクロロフェノール、二・四・D、二・四・五-Tなど)およびその他の農薬を、LC/MSで分析する方法を開発した。図1にLC/MSによる環境ホルモン分析のための大気捕集と試料処理の手順を示す。試料空気を石英繊維ろ紙と吸着剤ろ紙(エムポアディスクSDB-XC)に吸引し、対象物質を捕集する。大気試料

捕集後、石英繊維ろ紙と吸着剤ろ紙はアセトンとともに遠沈管に入れ、遠沈管を五分間攪拌して捕集物質を抽出する。遠沈によってろ紙片と分離したアセトン溶液は、内標を添加しLC/MSに供するため一皿に濃縮する。

環境ホルモン分析に用いるLC/MS条件を表2に示す。対象物質の大部分は、APCI又はESIで高感度分析される。図2は、ろ紙に標準を添加し、大気吸引、試料処理を行ったときの環境ホルモンの全行程の添加回収率である。四立方米の大気吸引でアラクロール、アトラジン、ケボン、MCPP、二・四・五-T及びベンシクロンの添加回収率は80%弱から100%であった。アルキルフェノール類の回収率が20%未満であるのは酸化が原因と考えら

れる。図3に、添加回収実験におけるフタル酸ビスフェノールのLC/APCI-MSのクロマトグラムを示す。大気中の幾つかのフタル酸エステルは分析可能と思われる。

4. 大気中ビスフェノール-A (BPA) の測定

大気中(BPA)を上記のLC/MS法により測定した。試料採取前に、重水素で標識したBPA(BPA-d16)を石英繊維ろ紙にそれぞれ100ng添加した。図4に大気中BPAのLC/ESIのマススクロマトグラムを示す。表3に測定結果を示す。BPA-d16(サンプリングスバイク)の平均回収率はほぼ100%であり、大気中BPAの平均濃度は11ng/立米であった。この濃度レベルはTMS誘導体化によるGC/MSでは分析困難な濃度である。

「二〇二〇年のかわさきを考える」

平成二二年度政策課題研究Bチーム
環境局総務部労務課

蔡 敦子

1 はじめに

平成二二年度政策課題研究Bチームの私たちに与えられたテーマは、「二〇三〇年の川崎を予測する」でした。研究員は、入庁後平均三年目から四年目の若手職員で構成され、その所属も多岐にわたりました。研究の経過については、後に述べさせていただきます。ただ、後述しますが、二〇三〇年を予測することになります。二〇三〇年を予測するということには、いささか荷が重く、報告書の提出の三か月前になっても、まだ報告書作成の方針すら決まらなような状態でした。そして、それまでに積み重ねてきた議論の中から七人が選んだ結論が、各自が「二〇三〇年の川崎」にアプローチし、それを論文集としてまとめるというものでした。その結果、研究として整合性の取れたものではなく、ついでに、住民主体で地域が運営されていく、住民自治が実現した地域というものを理想の将来像として共有し、それが各論文のベースと

なっています。

2. 研究の経過

二〇三〇年を予測するための重要な要因として、「住民のライフスタイルはどのように変化しているか」ということを議論することから始まり、ライフスタイルに影響を与える要因について学習を始めました。将来を予測するためには、過去の経過を知り、現状を把握することが必要であるとの認識に立ち、川崎の状況あるいは私たちが取り巻く社会情勢についても議論を行いました。川崎市が取り組んできた各種施策、少子・高齢化、情報化の進展等々の課題についてメンバー自身が資料を作成し、学習していく中で、川崎市がこれまで先進的な取り組みを各分野にわたって行ってきたことを知り、また川崎市や日本社会が現在抱える課題についても再確認しました。その後、さらに議論を深めていくために、メンバー個人が関心を持つテーマについて、市民の方や他都市の職員の方、庁内の職員の方々にも直接お話をうかがいました。

多くの情報を得て七人で議論をしていく中で、理想の将来像とは「住民が幸福感を得られる都市」であるとなりました。住民の意見が施策に反映される、すなわち自己決定権が存在し、地域を通じて社会参加していることを実感できることが、幸福感を得ることにつながるのではないかと考え、住民自治を実現していくことの重要性について共有しました。その後、住民自治を実現していくための受け皿としてのコミュニティや、住民自治を保障するための制度についての検討を、各自で行っていきました。現在、川崎新時代二〇一〇プラン新・中期計画（第三次）にパートナーシップ型事業の積極的な導入が図られているように、川崎市では市民参加型のまちづくりという理念が定着しつつあり、また住民の間にも地域のことに関わっていくという姿勢が見られるようになってきていますが、まだその傾向は全体的なものとはなり得ていないだろうという思いから、私たちは二〇三〇年の川崎の理想像として「住民の自治によってつくられるまち」を描きました。次の項では、それぞれのアプローチの方法につ

いて簡単に紹介させていただきたいと思えます。

3. 住民自治への道筋

(1) データからのアプローチ

メンバーで様々な社会問題等について議論をしていく中で、各種統計に基づく資料は将来の社会を予測するための基礎的資料として非常に重要である、との見解を得ました。今後の人口動態によっては、現在抱える問題に対する対応も異なってくると思われるため、全国の人口動向、川崎市の人口動態、川崎市の人口推計、世帯の動向、川崎市の財政事情、国際化、情報化、雇用・失業の八項目について統計資料を収集し、人口・世帯の動向については、将来の予測値を推計しました。これらのデータを前提として、六人がそれぞれ二〇三〇年を予測していきました。

(2) 地域で子育てサポート

日本全体が直面している少子化の問題を捉え、国が果たすべき役割が大きいとしながらも、将来の社会を担っていく子どもを育てる作業は、介護の社会化と同様に広く社会が担っていく必要があるとして、地域社会での子育て力の強化の重要性と、現在川崎の地域社会ではどのような試みがなされているのか、そしてそこからどのような未来を描くことができるのかを考えました。川崎市の子育て環境の現況、保育行政の抱える問題、地域で行われている自主保育等の住民による活動について概観し、子育てを地域で支えていくために幾つかの提言をしています。また、働きながら安心して子

どもを育てられる社会を確立するために、自治体が積極的になすべきことについても検討しました。

(3)「高齢型社会」を念頭に

三〇年後について検証する

二〇三〇年には六五歳以上の人口が全体の二八パーセントになると予想されていることから、二〇三〇年には「高齢型社会」になっていることを前提として、シナリオ形式を用いて、ある一家を通して二〇三〇年の社会の理想像を描きました。予測にあたってはいくつかの前提条件を設定し、三世代家族の生活から将来の理想像を描き、「ライフエリア」構想を導きました。高齢者が活力に満ちた生活を送り、若年層が安心して年を取れる社会を築くために、「買い物」「公共機能」「医療・福祉機能」「働く場」を一体的に整備し、高齢者がひとりごきで気軽に外に出られるようなまちづくりを提唱していますが、この構想は住民主体で実現させていくことを理想としました。

(4)地域社会における住民自治の展望について

現在、地域では住民による自治の試みが盛んに行われてきているとして、過去の研究等を参考に、住民によって構成されるコミュニティである町内会・自治会と市民活動団体の現状と問題点について述べ、地域における住民参加のシステムの現状と問題点、そして、そこでの活動の中から生まれてきている住民自治の萌芽について述べています。現在行われている多くの住民自治の動きの中から、例として川崎区の「まちづくりクラブ」を挙げ、その活動の評価点や問題点について述べていますが、

パートナーとして協働していくべき自治体側の課題についても検討しています。

(5)市民社会の実現とNPOの役割

現在の川崎市の財政状況等から、現状のような公共サービスを自治体が提供していくことの難しさに加え、住民の公共サービスに対する要求が多様化してきていることから、これまでのような自治体による画一的なサービスでは多くの住民の要望に応えていくことは不可能であるとして、地域社会の多様なニーズについては地域社会で解決していく必要性が増していきとしました。そして、住民が地域社会の諸問題に関心をもち、関わっていくとするとときに受け皿としてNPOが重要な役割を果たすと、その役割、川崎における現状、情報化の進展による可能性について検討し、ヒアリングによる具体的事例についても触れています。

(6)市民への権限移譲

自己決定権が存在し、そこに自己責任がともなう社会を二〇三〇年の理想像として、それが実現するための受け皿としてどのようなものがあるか、地方公共団体の制度枠組みを中心に検討を行いました。地域区分や分権の方法などについて様々な選択肢を提示し、川崎市分割といった視点からも検討を行っています。その中から、現在の市域を九市に分割し、九市による広域連合を作ることを想定して、二〇三〇年の成立をめざす場合の道筋、想定される問題点、住民・自治体・広域連合・国の位置づけなどについて述べ、二〇三〇年の住民の位置づけと自治組織の構成略図などによって、三〇年後の川崎市域を描きました。

(7)都市憲章の制定を目指して

三〇年後の基礎自治体のあり方を考え、自治体ごとの「まちの憲法」として都市憲章を制定することを提案しています。現在自己決定権の拡充が重要視されている背景、アメリカにおける都市憲章の歴史や枠組み、日本において都市憲章を制定する場合の問題点について述べました。また、現在試みられている自己決定権の拡充のためのひとつの手法として鎌倉市のまちづくり条例を挙げて、都市憲章との関係を検討し、都市憲章の制度設計枠組みとして、人権と統治機構という観点から考察して、統治機構についての新しい枠組みの可能性についても検討を行いました。検討の視座としては、これまでの地方自治法というマニュアルにとらわれない川崎市のあり方と市民ひとりひとりが経験則に基づいて川崎市の政策水準を作ることの重要性に基づいています。

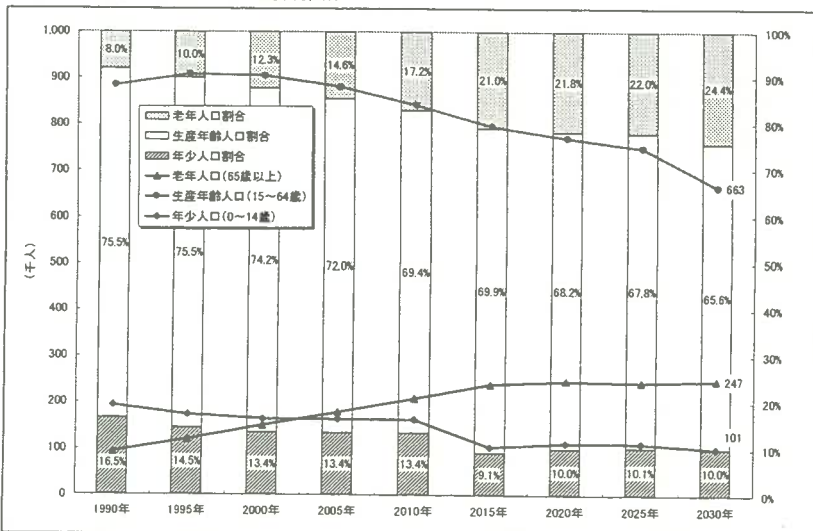
3. おわりに

「二〇三〇年の川崎を予測する」というテーマを与えられ、これまでにはない視点を期待されていたことと思いますが、頭をフル回転させ、少ない想像力を絞り出しても、なかなか納得のいく議論はできず、焦りに苛まれるばかりの毎日でした。しかし、その中でも、市の現状と課題について学び、多くの人たちと出会い、チームのメンバーと多くの話題について議論できたことによって、今回の研修に参加した意義を得ることができたのではないかと感じています。今回の研修の成果をどう業務に活かしてい

くかは個人に任せられますが、まだまだ「若手職員」ですので、今後期待していただきたいと思います。

最後になりましたが、九か月の長期にわたって、研究に快く送り出してくださいました職場の方々、お話を聞かせていただいた方々、そして担当副主幹に深く感謝いたします。本当にありがとうございました。

川崎市内年齢3区分別人口割合推計



経済学的視点から見た川崎市における製造業の集積とその縮小

経済局企画課

幸田隆浩

1. はじめに

川崎市は京浜工業地帯の中心に位置し、製造業を軸に発展してきたが、昭和五〇年代頃から製造業が減少し始め、現在ではピーク時の半分程度となっている。そこで、かつて川崎市に製造業が集積し、現在においては縮小してきている要因を明らかにし、それをふまえて政策提言することを大学院派遣研修における研究課題として取り上げた。本報告は、研究の理論的根拠となった経済学の学説・理論(注1)の説明を中心に、修士論文を要約したものである。

2. 製造業の集積の要因

これまでに経済学者らによってなされた産業の集積に関する学説・理論を整理すると、産業が集積するには以下の三点が大きな役割を果たしているということが導き出される。

①原料および消費に関わる輸送費

財の生産に必要な原料の輸送費を節約す

るには、原料の入手できる場所に近接した地域に立地することが最善の方法である。できあがった財を消費地へと搬送する経費を節約するには、消費地に近接した地域に立地することが最善の方法である。各企業が合理的に輸送費を節約しようと考えた場合、こうした条件を満足させる、ある特定の場所を立地先として選択することとなるため、そこに企業が集積することとなる。

②規模の経済

規模の経済とは生産の規模を拡大してゆくと、規模に関する収穫逓増(注2)となることを意味する。こうした規模の経済を現実しようとするために大量生産を図ったり、工場を集中・大型化していく中で集積が形成されると考えられる。

③集積の経済

集積の経済は企業が特定の場所に集まることによって、企業間の取引費用などについて外部経済(注3)が働き、各企業が離れた形で立地するよりも産出量が増大することを意味する。それゆえ各企業は自らの産出量を最大化するべく、こうした外部経済が存在する限りにおいて、集積することに

よって利益を享受しようというインセンティブが働く。

これら三つの要因が実際にはどのように作用したのか、製造業の集積の歴史的過程を追っていくと次のようなことが言える。

殖産興業期においては、多摩川下流沿岸から臨海地帯にかけてが工場適地として着目されたこと、積極的な工場誘致策、立事業の推進によって集積が形成されたと考えられる。多摩川下流沿岸から臨海地帯にかけてが東京都や横浜市といった大消費地の近くにあり「原料および製品にかかる輸送費」が少なく済むことによって工場適地として着目され、そこに安価な土地が提供されたことと理立事業が推進されて工場用地が増えたことによって、工場の立地が集中するようになったのである。

軍国化・産業報国期においては、鉄道網の整備と軍による工場の統制によって集積が形成されたと考えられる。当時の背景として戦争による需要、特に軍事的製品に対する需要が拡大していた。こうした中で川崎市は東京と横須賀という二大軍事拠点に近接かつ挟まれるという恵まれた位置にあ

ったことから、鉄道網を整備し輸送能力の向上を図ることによって「原料および消費に関わる輸送費」が削減できる領域が広がり、これまで以上に多くの需要に対応できることとなった。その結果、この両地域に挟まれた川崎市や大田区、横浜市において軍需に直結する金属・機械・化学といった工場が増加した。

さらに戦時下という特殊な体制の中、軍部主導によって産業が統制・組織化され、国内における各企業の活動を産業報国という一つの目標に固定した。その結果、特定産業の集中立地、特定物品の大量生産など軍需に対して無駄な活動を省いた形での経済活動が行なわれることとなった。つまり政府によって「規模の経済」による収穫逓増が図られたのである。このように戦争という特殊な事態によって、およそ二〇年という短い期間中に大規模な集積が形成された。終戦後の復興期においては、川崎港の修復と整備および理立事業の再開によって集積が形成されたと考えられる。川崎港整備・臨海部理立事業が推進されたことよって原材料を取得できる場に近接した地域に工場を立地することが可能となった。このことは例えば石油の場合、原油よりもそこから作られる精製物のほうが軽いことから、輸送費の削減という観点において立地上重要な点である。同様のことが鉄鋼についてもいえる。その結果原材料が国内に乏しく、輸送費がかかるという特徴を持った製品を作っている石油や鉄鋼といった重厚長大型の製造業が立地することになった。すなわち「原料に関わる輸送費」の削減を實現できる用地の整備を實現できたという点において、両事業は製造業の集積の形成

に大きな意味を持ったのである。

また、川崎港・石油コンビナートという共通の生産要素が作られることによって各企業の「規模の経済」による収穫逡増の実現を可能とした。そして石油や鉄鋼を中心に様々な製造業が立地地およびその周辺に立地することによって「集積の経済」による収穫逡増が実現され、集積が形成されたのである。

3. 製造業の縮小の要因

このようにして集積した製造業が、昭和五〇年代以降に縮小してしまっているのはなぜであろうか？それは先ほど取り上げた集積の要因が逆に働くようになったからである（注4）。

①原料および製品に関わる輸送費・運送技術の発達による輸送費負担の軽減

明治維新後に川崎市に製造業の立地が集めた理由の一つが、東京都と横浜市という大消費地に近接しており、両地域への輸送費が少なく済むということであったのは既に述べた通りである。このことは換言すると当時の輸送費が非常に高負担であったことを表している。つまり東京都や横浜市への輸送費が高かったからこそ、それを削減するために消費地に近接した地域が立地先として選択されたのである。

しかし、戦後においては交通網・運送技術の発達により輸送費にかかる負担がかなり軽減されてきた。こうした輸送費負担の軽減によって、消費地に近接した地域に立地する必要性が失われていったのである。なぜならば、そもそも消費地に近接した地域に立地することによって生じるメリット

が輸送費を削減できるということであるから、輸送費負担の軽減がなされることによってこうしたメリットが弱まり、近接した地域以外の場所に立地することも選択し得るようになったからである。

②規模の経済・規模の経済の限界

規模の経済が生じる産業においては規模の経済を実現するべく、大量生産を図り工場を集中・大型化していく。そしてその過程の中で集積が形成されていく。しかし一企業の生産できる財に対する需要には限界があるために、規模の経済にも限界がある。

また規模が大きくなることによって労働者の効率的な管理や経営管理が困難となり、意思決定などに時間がかかることによって平均費用を押し上げてしまう。従って規模の経済によって収穫逡増を図り続けるということは不可能なのである。こうした規模の経済の限界が発生した場合、それを解消するために工場・経営組織の分割や、技術的経済性（オートメーション化等）による人員削減といった手段がとられるようになり、その結果として一か所に集中する優位性が失われたことによる移転がなされ、縮小が生じたのである。

③集積の経済・地域特化の経済から

“都市化の経済”への移行

集積の経済がどのようなものであるかは既に2. 製造業の集積の要因で述べた通りであるが、中村・田淵（一九九六）は経済学的特徴からこの集積の経済を二つに分けて説明している。相互に関連する同一産業内にある企業が特定地域に集中することによって、産業全体としての産出量が增大する場合を“地域特化の経済”があると、これとは異なり、多種多様な産業が特定の

地域に集中することによって地域の経済活動の水準が高まり、個々の企業の産出量が増加する場合に“都市化の経済”があるという。“地域特化の経済”がある場合には、特定単一産業に特化されることによってその産業内の企業が経済的便益を得ることが可能となる。しかし、現在のように経済環境の変動が激しい状況においては、こうした単一産業の特化による経済的便益を長期に渡って享受することには限界があり、多種多様な産業による“都市化の経済”の重要性が増してきているとしている。

つまり“地域特化の経済”によって単一産業の集中が成されるのは、同一産業内の企業間交流で生じる外部経済によって産出量の増大を図ることが可能だからである。明治維新以降の川崎市およびその周辺地域は製造業に特化することによってまさにこれを現実させていたが、経済環境の変動に対応するためには様々な分野との情報交換を行ったり、分業できるものについてはそれを専門とする産業に外部委託した方が効率的であることから、他産業との交流が重要視されることとなり、その結果として“都市化の経済”へと移行しているのである。

この“都市化の経済”の発生源は異なる産業との交流における外部経済である。したがって“都市化の経済”が起きている地域においては、各企業における産業間交流の重要性が大きい部門（企画や営業部門等）や産業（サービス業等）が立地したところが、外部経済による便益をより多く得られることになる。それゆえ、川崎市の周辺地域について見た場合、“都市化の経済”は東京都と横浜市において強く起きていると

いえる。なぜならば、両地域は他地域と比べて産業間交流が多い第三次産業の事業所数や従業者数の総産業における比率が高いからである。こうした“都市化の経済”が東京都・横浜市に起きつつけていることによって、両者に挟まれた川崎市にも産業間交流の重要性が大きい部門（企画や営業部門等）や産業（サービス業等）が立地するようになり、その結果として産業間交流がそれほど重要でない部門（製造部門）は郊外へ移るようになったのである。

4. おわりに

以上、川崎市において製造業が集積して縮小した要因を、経済学的に明らかにしてきたが、これらから言えることは、川崎市は経済環境の変化に伴って産業間交流の中心地となってきたということである。よって、川崎市が経済活動全体のために為すべき政策は多種多様な産業が集まることによって生じる外部経済を活かすことのできる政策だということになる。

では、具体的にはどのようなものになるのであろうか？かわさき新時代二〇一〇プランの実施計画である新・中期計画の中から例を挙げると、産学ネットワークの形成といった研究開発拠点の形成に関する事業や創業者支援事業といったインキュベーターに関する事業がそれに該当すると考えられる。なぜならば、産業間交流の中心地となることによって他地域に比して製品開発やそれに必要な情報収集を効率的に行うことが可能となるからである。

今年度に入ってケイ・スクエア・タウンキャンパスがオープンし、産学連携による

研究開発が本格的に始められ、さらにSOHOネットワーク事業によりSOHO起業家の方々のネットワークの構築を図ると共に、産業振興会館十二階にSOHOハブセンターとしての機能を持つ、かわさき夢オフィス「創房」が開設されることとなった。これらの事業の成功によって、川崎市

研修・研究リポート④

老人虐待の概念と支援を考える

在宅ケアネットワーク「なごみの会」

(財)川崎市保健衛生事業団健康増進係長

池田召子

が持つ産業間交流の中心地としての価値がさらに高まることが期待される。

注1 主な参考文献として次のものを用いた。

金本良嗣「都市経済学」東洋経済新報社
中村良平・田淵隆俊「都市と地域の経済学」有斐閣
ポール・クルーグマン「脱「国境」の経済学」東洋経済新報社
生産規模を拡大した時、産出量が規模の拡大以上に増大するような技術的狀態
注2
注3 ある経済主体の効用または生産技術が、他の経済主体

の行動により、市場を通さずに直接的に有利な影響を受けること
注4 修士論文においては、集積の要因が逆に働くようになったことの裏付けとしてデータによる検証を行っているが、紙幅の都合により本報告では割愛する。

川崎市自主研究グループ

1. はじめに

「なごみの会」は看護職の自主グループです。平成八年一〇月、市内に勤務する看護職が協力して在宅療養者の支援の在り方について学習してきましたが、平成一〇年「老人虐待」を糸口に研修会や事例検討・実態調査を行い、平成一二年三月、高齢者虐待予防相談（なごみサポーターライン・火・木曜の夜六時～八時三〇分、月812-0111）を、開始しました。広義の老人虐待は、①家庭内虐待、②施設内虐待、③自己放任（自虐）、の三つに分類さ

れますが、ここでは家庭内虐待を中心に取り上げます。「家庭内老人虐待とは、配偶者、兄弟、子供、友人、ケアの提供者ら、老人と特別の関係にある者によって行使される何らかの形によるひどい取扱いのこと」と定義されています。

2. 取り組みの経過

当初は、「老人虐待」というと暴力というイメージがあり「支援困難事例」として、私たちのスキルを向上させる必要性からはじまりました。学習する中で思っているより定義が広く、奥の深いものであることが

3. 孤独な高齢者と介護する者の負担が浮かび上がった実態調査

判明しました。虐待者（強者）と被虐待者（弱者）の関係性として位置づける発想の転換がありました。介護保険制度下では、「老人虐待」という家族関係に因与するような内容は、介護保険外となるためそれぞれの自治体がどう取り組むかになります。川崎市の調査がないため、会の活動として実態調査を行いました。

(1) 方法と結果

市内の四〇機関に調査用紙を持参し、過去一年間に老人虐待「①介護の放棄・拒否・怠慢など健康状態を損なうような放置（治療を受けさせない、適切な食事が準備されていないなど介護者の無知、無理解によるものを含む）②身体的・心理的・社会的な暴力や自虐（あきらめ）」として支援した者について平成一二年二月の状況を記入してもらいました。

その結果、三四機関から八四例の回答が得られました。八四例の内訳は次のとおりです。

- ① 在宅介護支援センター…一三機関三五例
- ② 訪問看護ステーション…一五機関三七例
- ③ 医療機関の訪問看護室…六機関一二例
- ④ 六機関…該当無し
- ⑤ 本人の状況（主なもの）

- ① 年齢…八〇歳代が四三%、② 性別…女性八四%、③ 虐待の種類…介護放棄三六%、心理的三〇%、身体的二〇%、経済的九%であった。④ 老人の態度…諦め四七%である。⑤ 金銭管理者…家族が八一%、⑥ 寝たきりの者…四七%、⑦ 痴呆有りの者…七五%である。

(3) 介護者の状況（主なもの）

- ① 介護者…嫁二七%、息子二二%、娘一七%、配偶者（夫二二%、妻五%）、② 年齢…五〇代三七%、六〇代二〇%、四〇代一八%、七〇代一二%、③ 健康状態…悪くない六四%、病気の者二五%（アルコール依存、性格異常、鬱病、自律神経障害など）、④ 虐待の原因…ストレスをぶつける四八%、介護が大変二四%、⑤ 相談をする人…いない四九%、いる四一%、⑥ 介護を継続する

意思・入所・入院希望四六%、⑦介護負担を感じる者・八九%（非常に感じる六二%、やや感じる二八%）

(4)介護者が抱えている問題（複数/多い順）
①自分の健康、②家族内の人間関係、③自由時間がない、④交通が不便、⑤ゆとりがなくイライラ、⑥体位交換のこと、⑦生活リズムが乱れる、⑧食事のお世話の仕方、⑨怒りっぽい、⑩睡眠や休息がとれない、⑪外出しにくい、⑫手伝う人がいないなど

(5)虐待の状況

①食事や水分を与えない、テレビを見せない。②いつ迄生きてるんだ死ぬ！等の暴言③オムツを交換しない、拭かない。④本人の通帳や現金、年金を使う。⑤室内が汚く部屋に入らない、人浴させない。⑥閉じ込める（鍵）、電気もなく会話も無し。⑦殴る、時計等を投げる、階段から落とす。⑧一人にして旅行に出る。無理に外へ出す。⑨部屋中に家庭内のルールを書いて貼りだすなど。

(6)虐待の結果

①骨折、アザ②痩せ、暗い表情、涙する。③おびえる。④吐血、栄養不良、脱水⑤生傷が絶えない。⑥施設に入りたがる。⑦過呼吸、意識不明。⑧ADLが低下、顔が黒ずむ。⑨おどおどする。体が縮んでい

4. 家庭内虐待が増加する要因

(1)介護・家族的要因

①高齢化による老人の増加、②疾病構造の変化と要介護老人の増加、③家族構造の変化、④女性の社会進出と介護力の低下

(2)心理的・価値観的要因

①老親扶養の考え方の変化、②能率主義的価値観と老人観の変化、③家族中心から個人中心への変化、④親と子の関係の変化と世代間の断絶、⑤老人・介護者の自立と権利意識の変化

(3)社会的要因

①高齢者世帯の孤立化と虐待の潜在化②ソーシャルサポートとしての地域の構造と機能の変化③在宅ケアシステムや在宅サービスの不備④ケアコーディネーション機能の不足

5. 日本の特徴

欧米と異なり、日本では同居率が高く家族介護から生じる問題が大きいと言われています。次の四点が大きな特徴です。

(1)嫁が介護の主体

今迄介護の主体とされてきた女性の社会的進出が進んでいるにもかかわらず、息子夫婦とりわけ嫁が老親を介護している場合が多い。元来、嫁姑関係に問題が生じやすい上に、老親の介護が本人の意思とは無関係に嫁の仕事とされてきた結果であり、介護に嫁の意見が反映されにくい状況があり、その裏返しとして虐待が生じると考えられる。

(2)密着した親子関係

①親子が互いに自立できずに密着型の親子関係が長期間継続した結果として様々な社会問題を生じさせているが、虐待も密着関係が原因であることが多い。親の過保護にあつた者が、親が要介護となり立場が逆転した時に虐待が生じる。

②親から過度に厳しい教育を受けていた

り、姑からいびられていた場合には、立場が逆転した時に虐待という形で復讐を行う場合もある。

(3)世代間における暴力関係の循環

虐待者が子供の時に親から暴力を受けていた場合などに見られる。家庭内で暴力が問題解決の手段として日常的に行われていると、それが当たり前の行動となり、虐待が起こり易くなる。

(4)閉鎖的な気質と習慣・環境

日本では、世間体を気にして家庭内の事情を表に出すことを恥と考える風潮があり、サービスを受けることにも消極的である。昔は人の出入りが頻繁にあり、相互扶助もあつたが、最近では少なくなっていることも誘因の一つと考えられる。

6. 虐待防止に向けて

虐待防止に向けて次のような点を抑えておく必要がある。

(1)虐待の概念や援助の視点を明らかにし、その背景にある構造的な問題を深め、介入方法と調整力をつけ、潜在する虐待の予防と発見に努める必要がある。

(2)家族ケアには限界があり、地域の中で孤立させない体制づくりや虐待の通報制度、相談・保護などの支援体制の整備が急がれる。

(3)本人も家族も虐待への自覚がない人がほとんどであり、虐待を人権侵害としてとらえ、社会的に参加する権利を据えて、家族にお任せしない高齢者を作り上げていくようなケアが必要である。

7. 具体的目標

「なごみの会」では、平成一三年三月一七日（土）午後二時から東海大の田中荘司教授（老人福祉）の講演会を健康検診センターで行います。高齢者虐待の機序や予防対策について伺います。

家族の心の居場所ともいえるべき家庭の中で、子供をはじめ高齢者や障害者の虐待及び、夫・パートナーから妻・女性への様々な形の暴力・虐待が広がっているが、多くは未だ闇の中です。その実態や背景、対応の実情や課題など虐待防止に向けて話し合いたしましょう！

なごみサポートラインのご利用について

044-812-0111（※24時間受付）
（高齢者の虐待を予防する、専門電話相談）

*つぎのようなことでお困りの方、つぎのようなことでお困りの方を知っている方はご相談下さい。

例えば *高齢者の健康状態についてお困りなさい、

- 身体的なもの 殴られたり、つねられたりなどの暴行を受け身体に骨折、アザ等の傷跡が見られる。または意思に反して身体を拘束されたなど。
- 心理的のもの 言葉による暴力（侮辱・脅迫）や無視によって心理的に不安定状態または孤立に陥った状態が見られる。
- 経済的のもの 年金等の現金を渡さない、取り上げて使用したり貯金や不動産を無断で処分するなど。
- お世話の放棄 日常の介護拒否・健康状態を損なうような放置（治療や福祉サービスを受けさせない、食事が準備されていない、洗濯がされてくなく不衛生など）高齢者の生活の援助が意図的にされていないと見受けられる。
- 日常生活の制限 火気器具を使用させない、戸外に締め出す、外出させない、友人・知人の訪問を拒否する、テレビを見せない、団らんに加えないなど。
- 性的なもの 高齢者が性的暴力または性的いたづらを受けたと見受けられる。

【高齢者の虐待を予防する】

なごみサポートライン

044-812-0111

専門電話相談

相談日時	毎週火曜日と木曜日 午後6時～8時30分 (祝祭日は除く)
相談場所	看護婦・保健士の有資格者 (在宅訪問サービスなごみの会)
場所	福祉センター
費用	無料

※こちらへ
高津区社会福祉協議会 共催事業

ホームオフィスの窓から

経済局国際経済担当

田辺 聡

はじめに

筆者は、平成一二年四月一日付けで、経済局産業政策部国際経済担当に異動し、前任の小泉幸洋・副主幹（現・経済局主幹、（財）川崎市産業振興財団派遣）の後を継いで、米国カリフォルニア州のシリコンバレー地区（以下、「現地」という。）に滞在することとなった。（注一）

このシリコンバレー地域交流推進事業では、いわゆる駐在事務所は開設せず、出張ベース（注二）での、担当者ひとりのホームオフィスを拠点とした活動を基本としており、概ね三カ月出張赴任し、川崎に一カ月戻るといふパターンを繰り返している。

本稿では、公務員の業務形態としてあまり例のない、ホームオフィスでの日常業務の様子についてお伝えするとともに、現地でのネットワークや、そこでのコーディネータとしての機能のあり方について少々考えてみたい。

ホームオフィスの業務

前述のように、住居として借りたアパー

トを、仕事の拠点を兼ねるやり方で活動している。仕事の性格上、客人が訪れてくることはあまりなく、本場の「仕事」は外出先にあることから、このような形式をとっている。ちなみに主な「仕事」とは、企業・団体へのヒアリング、セミナー（後述）やカンファレンス等への参加による調査などである。人と会う必要があるときは、こちらが先方のオフィスに向くほか、ホテルのロビー、あるいはレストランで食事を取りながら、といったケースがある。典型的な一日のスケジュールをご紹介します。

朝は六時台に起床し、まずメールチェックを行う。日本時間とは一六時間（サマータイムの場合）の時差があり、日本時間は同日の午後一〇時過ぎだから、急ぐ必要のあるものでも、午後遅くまでに対応すれば、日本時間の翌朝に間に合わせることができ

る。朝のセミナーの予定が入っていれば、すぐにクルマで外出し、会場駐車場の車内で新聞を読みながら時間をつぶし、朝食をセミナー会場で取る。七時頃からのラッシュが始まると、フリーウェイが混むため、その

前に会場まで行ってしまうようにしている。

セミナーがなければ、新聞を読みながら朝食を摂り、主な記事に目を通す。午前中は、前日までのセミナーや企業訪問などのメモをまとめる作業、あるいはウェブや書籍による調査に充てている。ただし、この間もメールチェックを欠かさない。アポの有無にもよるが、大体、昼食がてらクルマで外出し、郵便局などの所用や図書館での調べものなどもまとめてやってしまう。

企業関係者へのヒアリングは、昼食をとりながらのミーティングが多い。特に忙しい人たちのアポを取るには、昼食に引っかけた形での依頼が一番受け入れてもらいやすいとの印象がある。一五分程度でかき込むという、日本のサラリーマン的慌しさはないものの、六〇分なり九〇分で自分も相手も食事を口に運びながら聞きたいことを聞き、意見を交換し、必要なことはメモをとるとするのは、やってみると思いのほかしんどい作業であった。

午後戻ってくると、郵便物とメールをチェックしつつ、記憶やICレコーダの記録を元にヒアリングメモの加筆修正をする。

夜にセミナーの予定が入っているときは、この間に洗濯機と乾燥機を回して、洗濯を済ませてしまう。

夜のセミナーがあるときは夕方再びクルマで外出するが、やはり五時をはさんでラッシュとなるため、場合によっては午後外出したままセミナーの時間まで、ファストフード店や車内でノートパソコンのファイルをいじりながら過ごすこともある。（このため、カーバッテリーからパソコンの電源をとるアダプターは早い段階で購入した。）セミナーでは軽い食事をとることが多いので、九時過ぎに終わった後はそのまま帰るか、スーバーに寄って買物をするくらいである。夜のセミナーがないときは、洗濯機を回しながら夕食を自炊したり、あるいは近所のレストランに出かけて簡単なものをもって済ませる。

その後は、やはりメールチェックをしながら、本を読んだり、パソコンの環境をいじったり、あるいはヒアリングのメモをまとめながら過ごして、日本時間の午後四時〃現地の前夜時刻〃あるいは午後五時〃（川崎市役所の終業時刻）〃現地の午前一時〃を回る頃、最後のメールチェックをして就寝する、というパターンである。

通信インフラとしてのネットワーク

お気づきのよう、一日中ヒマさえあればメールチェックをしている。川崎市役所の職場とは、すべてメールで業務報告や指示のやり取りを行っているほか、訪問先のアポ取り、資料のやり取りや御礼、さらに家族との連絡も、ほとんどをメールに頼っ



再開発、住宅整備の進むサンノゼ市内



筆者のホームオフィス近く、樹々に囲まれたクパティーン市庁舎



夜のSONY社屋



アントレ・プレナーセンター、ネットワーキングの様子

ている。添付ファイルでワープロや表計算などの資料をやり取りできる便利さは勿論のこと、やり取りの総てが文字の記録として双方に残される点が、後で記憶をたどるよりもはるかに確実な情報として貴重している。ちなみに私の場合は、一日に受け取るメールは多い日で四〇通、普段はせいぜい二〇数通である。

ホームオフィスといっても、特別の設備等があるわけではなく、一般電話回線にファクス兼用の電話機をつないでいるほか、ノートパソコンをダイヤルアップでプロバイダーにつないでいるだけである。

ノートパソコンはバックアップを含めて二台のウインドウズ・マシン（いずれも私物）を持ち込み、赤外線ポートを介したファイル共有で、週に一回程度、メインマシンからサブマシンへと主なファイルをコピーして、システムダウンなどに備えている。

ダイヤルアップは、現地プロバイダーの提供するインターネット無料アクセスを最近利用し始めた。バナー広告が出る代わりに、アクセスポイントまでの市内通話料以外は無料で利用できる。ここから、六年来利用してきた日本のプロバイダーのサーバーに入り、メールを受発信している。こうして以前からのメールアドレスを変更することなく維持でき、ネットワーク上での業務環境は、日米どちらにいても事実上変わらずに済んでいる。

ヒトとヒトを結ぶネットワーク

ここで、セミナーについて簡単に紹介する。シリコンバレーにおけるセミナーは、狭義勉強のための会合というよりは、ビジネスそのものに繋がる、ヒトとヒトを結ぶ実務的なイベントとしての性格が強い。一般

的には、ベンチャー・ビジネスのCEO（最高経営責任者）やベンチャー・キャピタリストを講師として迎え、新しいビジネスの紹介をし、あるいはビジネスを興すにあたってのアドバイスを紹介する、という場合が多いようである。こうしたセミナーは、様々なNPO（非営利組織）が主催することが多く、特定分野のビジネス振興を目的とした団体や、例えば日米間のビジネス交流促進を目的とした団体などが、それぞれの目的に合ったセミナーを毎日どこかしらで開催している。

セミナーの会費は概ね一五ドルから三〇ドルくらいで、年会費を払って主催団体の会員になれば割引料金が適用されるのが一般的である。ただし、特別「ホット」な企業家達との出合いを目的としたセミナーでは、会費が数百ドルから数千ドルにもなることがある。

セミナーには必ずといっていいほど、「ネットワーキング」と称する、参加者相互のための懇談の時間が三〇分から一時間程度、設けられている。朝のセミナーなら山と盛られたドーナツとコーヒー・紅茶・ジュースが用意され、夜のセミナーなら軽いアルコールやジュースとつまみが供される。参加者は、軽い食事をとりながら互いに自己紹介し、ビジネスの話題で興に乗れば名刺交換なども行う。

このネットワーキングが、筆者を含め多くの聴衆にとつて、セミナーに来る隠れた目的となっているようである。エンジニアやキャピタリストといった一般の聴衆にとつては、初対面の相手のビジネスを知り、相手に自分のビジネスを知ってもらって、その後のビジネス発展のきっかけを得るための重要な出合いの場、真剣勝負の場となっている。筆者の場合は彼らとは目的が異なる。

るが、アメリカ人日本人を問わず、川崎あるいは日本という市場について、ベンチャー・ビジネスのCEOやマネジャー達のぞつくばらんな意見を聞いたのは、ほとんどがネットワーキングの場であつたし、はじめてお会いして、後日ヒアリングの約束を戴いたり、新たな別の方を紹介いただいた方も何人もいらつしやる。

ホームオフィスで思うこと・今後の課題

川崎市役所の看板が掲げられた庁舎を飛び出して、ホームオフィスで新たに感じたことの一つが、市民と裸で付き合う心境である。筆者は区役所の窓口業務経験があり、地方公務員の職歴として大きな自負を抱いていたが、いざ川崎の企業市民の方々と太平洋を越えて直接メールのやり取りをし、現地でお会いすると、カウンター越しに対応していたときは全く違う、ひとりの職業人としてのあり方を自問せずにはおられない毎日過ごしている。このことは、営利を目的としない比較的自由な立場で、様々なセクター・業種の方々の間を取り持つコーディネーターとして素早く適切に動けるか、という個人的な課題を筆者に提起している。

二つ目は、一介のヤクニンが何をもって企業市民にバリューを提供できるのか、ということである。現地の流儀として、何ごとも「Win-Win」を旨とするのがスマートとされ、例えば、ある方に私がインタビューする場合は、聞きたい話を一方的に聞くだけでは済まず、毎回何らかの土産が必要であることを意味する。土産と

しては、川崎のマーケットとしての魅力、先進工業都市としての魅力をアピールするのは勿論だが、個別には人から聞いた情報で相手が興味を持ちそうなものや、人そのものを紹介するということが多い。

公務員として、あるいは道義的に守秘義務を遵守した上での情報提供であることは言うまでもないが、そもそもシリコンバレーで「ここだけの話」(注3)というのは基本的になく、すべて人とやり取りすることを前提とし、自分の知らないところで広がって、やがては自分に帰ってくるかもしれない、というのが情報のやり取りに関する一般的な姿勢のようである。こうした環境にあつて、然るべき人々に価値ある情報を、如何に発信し続けることができるかが、回りまわって川崎市にとって価値ある情報を得るための一番の近道ではないかと感じている。

また今後の課題としては、現地で築いた人的ネットワークを、どのように川崎の地で活かすか、といったことがある。日本での文化的な土壌が、英語のコミュニケーションを一般的に受け入れられる状態にない以上、アメリカ人よりはむしろ、現地のビジネスに精通し、知識・経験・人脈に優れた日本人の方々を、どれだけ川崎の地に結びつけ、耕していけるかが、今後の本事業の課題であると感じている。

注1 活動報告は、前任のときから電子メールで配信していた「シリコンバレーレポート」を参照いただきたい。
<http://www.kipc.or.jp/report/siliconvalley/index.html>
注2 レンタカー賃借料など一部費用を除き、アパートの年間賃借(個人名義)料から調査のための諸経費まですべてを旅費・日当で賄うこととしている。
注3 もっとも、当たれば一獲千金という「ここだけの話」は勿論存在するだろうし、それがシリコンバレーで誰もが無難の目になって探してしまつたであろう。残念ながら筆者は、未だお目にかかつたことがなく、今後もお目にかかれそうにないが。

第14回「地方新時代」市町村シンポジウム PART 4

21世紀の自治分権

ガバメントからガバナンスへ

21世紀の自治体像を、国・地方の垂直的な制度的分権に加え、自立した市民との協働により、どのように組み立てていくかを考えていきたいとおもいます。皆さまの参加をお待ちしています。

日時 2001年2月7日(水)・8日(木)

会場 川崎市高津市民館(川崎市高津区武蔵溝ノ口駅前ノクティ2・12階)他

2月7日午前

全体会 21世紀・日本の社会はどこへむかおうとするのか「空虚な楽園」からの脱却)

日本の20世紀を「空虚な楽園」とし、21世紀は「脱成長期の知恵と円熟」を身につけられるかにあるとする日本研究家マコ McCormick氏を招き、20世紀日本の総括と21世紀の分権のあり方を模索する。

講師：ガバン・マコ McCormick(オーストラリア国立大学教授・歴史研究家)

聞き手：吉田慎一(朝日新聞くらし編集長)

2月7日午後

第1分科会 ケーススタディにみる自治立法の可能性と課題(個別法令と条例の緊張の中で)

分権改革も第2ラウンドを迎え、これから自己責任の確立をめざした自治立法の試みが見られる。各自自治体で先駆的に取り組まれている条例制定のケースから自治立法の課題と可能性を探る。

コーディネーター：辻山幸宜(中央大学)

パネラー：小林重敬(横浜国立大学)、人見剛(都立大学)、天野巡一(岩手県立大学)ほか

第2分科会 地域社会と人権擁護システム

市民的公共性を作る技法をめぐって

市民社会内部での権利侵害への救済機能

の創出は、新しいガバナンスのあり方と深くかかわっている。女性、子ども、高齢者、外国人など当事者に寄り添って市民活動を実践している人びととともに、市民と自治体の協働で作りだす人権思想と擁護システムについて考える。

コーディネーター：江橋崇(法政大学)

まとめ：篠原一(東京大学名誉教授)

第3分科会 川崎発/インキュベーター都市・ベンチャー都市元年へ

自治体を主体に産学公連携による研究開発型の新産業創造の動きが始まっている。アジアを視野に入れながら、地域経済の再構築をめざして、21世紀の自治体の産業政策について議論する。

基調講演：久保孝雄(川崎市産業振興財団理事長、アジア・サイエンスパーク協会会長)、李鍾玄(慶北大学教授、テグ・テグノパーク理事長)

2月8日午前

21世紀の川崎の都市像・提言論文表彰式・記念シンポジウム

テーマ：21世紀の都市像をめぐって

コーディネーター：嶋海正泰(関東学院大学)

パネラー：坪井善明(早稲田大学)など

2月8日午後(会場：てくのかわさき)

ワークショップ 市民がつかう川崎の水とみどりのまちづくり/今、ふたたび「ガリバー地図」多摩丘陵から鶴見川・多摩川そして海へ)

市民の実践活動を持ち寄り、市民・行政の取り組みを検証するとともに、21世紀の都市像にむけた「水とみどりのまちづくり」の提案をおこなう。

基調講演：岸田二(慶応大学)

参加費：無料

問い合わせ：実行委員会事務局(川崎市都市政策部)担当：板橋、鈴木

TEL：044-200-2094

FAX：044-211-8354

詳細は <http://www.city.kawasaki.jp/>

E-mail: 20punken@city.kawasaki.jp

韓国・富川市と川崎市との交流の窓辺

総務局交流推進課
大韓民国富川市派遣

塩谷葉子

友好都市・大韓民国富川（フチョン）市に都市間の友好親善交流の推進と人材育成を目的とした「職員相互派遣協定」（九八年開始）により派遣され、三代目派遣職員として、外国語及び文化、両都市を中心とした行政の施策を学ぶとともに、行政と市民の国際交流を支援している。

1. 富川市の概況

富川市は一九七三年（当時…人口六万五千）に市政を開始した。八八年に区政を置き、九三年に、市の北部に梧亭（オジョン）区を設置し現在の三区となった。人口は七〇年代以降、ソウルと仁川のベッドタウンとして、ソウルや仁川以上に急激に伸びつづけた。九二年から九五年には首都圏五大新都市宅地開発の一つ、中洞（チュンドン）新都市（収容人口一七万人）の人居が終了したが、さらに市内サンドン地区に一万七千戸の住宅が二〇〇二年の完成を目標に開発されている。二〇〇〇年の人口は七十七万六千人、全国で一〇位、人口密度は全国でソウルに次いで二位である。ソウ

ルを中心として交通の利便性が高く、また、教育機関の集中により二〇代から三〇代の市民が多い都市である。

2. 富川市を取り巻く環境の変化

韓国地方自治体は、九五年に首長の公選制の実施など、地方自治が本格的に再スタートしたところに、九七年の国の経済危機を迎えたために、民主主義の実現としての地方自治の充実及び地方分権と、経済危機を克服するための構造改革という二つの要請を抱えている。

地方自治体の組織は、大統領令により基準が定められ、その範囲内で各自治体の条例で定めることとされており、九七年の金融危機以降、政府は公共部門の構造改革を打ち出し、地方組織の改編をすすめている。改編は、①九八年、②九九〜二〇〇二年の二段階で実施し、内容を①行政機構・定員の削減、②地方行政階層構造の縮小、③市下部行政組織（洞など）事務所機能の転換、④国の地方機関の自治体への統合、としている。

富川市においても、九七年一二月に二三〇四名であった職員を二〇〇〇年九月には一九〇四名へと縮小させており、庁内の局・課の統廃合を重ねている。業務については、洞事務所で行っていた、住民の届出処理・証明発行事務のうち一部のサービスを残して区役所に事務を移管し、住民自治センターを設置した。住民自治センターの設置は構造改革の一環であるとともに、住民委員会により住民が自主的に管理・運営に参加する地域施設の誕生として意義がある。また、業務内容について、地域経済の活性化が強く求められ、九八年から失業対策及び雇用安定事業が自治体の業務に加わった。

一方で、九九年一月から六級以下の職員について、公務員職場協議会の設立が認められ、富川市においても本庁、事業所などの機関ごとに設立された。活動内容は、勤務環境や業務効率や機関の発展などを協議することであり、協議事項に拘束力がなく労働組合として全国連合組織の加盟はできない。活動に様々な制約を抱えているが、行政自治部が発表している公務員年金制度の改定など、他都市の協議会と共に多くの



課題を抱えて活動している。

3. 富川市の市政方向

二〇〇〇年度市政目標は「二世紀文化都市・富川」をめざして、重点施策を①文化芸術の都市を定着、②緑の環境都市の造成、③秩序のある整備された都市づくり、④知識基盤経済環境を固める、⑤共に生きる都市づくり、⑥市民参加行政の都市としての再生、としている。また、韓国内の自治体としては最初の長期総合計画、「ビジョン富川二〇一〇」を策定する予定である。

○文化産業都市の育成

富川の産業は、組立てや電子機械、化学などの中小製造業を中心としてきたが、経済環境の変化のなかで、中小企業の支援やベンチャー企業の育成施策を進めるとともに、より高付加価値を生む情報通信、出版、

漫画、映像、出版コンピュータを中心とした知識基盤産業へと構造を改革しようとしている。

その手法として、四大文化事業として推進している①フィルハーモニーオーケストラ、②国際ファンタスティック映画祭、③国際アニメーションフェスティバル、④漫画情報センター事業、などを産業政策に反映して「文化産業都市」をめざそうとしている。

「富川市文化産業育成事業戦略」

①文化産業団地 (Digital Art Hive) の造成 (二〇〇〇～〇二)

京畿道文化産業育成戦略事業として市と共同して行われる事業。出版、アニメーション、デジタル加工、キャラクターデザインなどのベンチャー企業の誘致。支援施設の整備。

②漫画産業の育成

漫画情報センター (ホームページ運用・資料収集・研究・漫画まつり等インフラ構築)。

国際大学アニメーションフェスティバル開催 (専門的人材育成・産業基盤の造成、マーケットの形成)

富川カートネットワーク (漫画企画株式会社) の設立、出版漫画をとおしたキャラクター開発、オンライン事業への連携) 漫画通り (市内に漫画キャラクターを配置した通りを造成、漫画イメージの創出)

③文化芸術都市育成

映画祭開催、市立芸術団育成・運営 (フィルハーモニー、合唱団、青少年管弦楽団)、先史遺跡地観光造成ほか博物館づくり等

川崎市についても、市民ミュージアムと漫画情報センターの研究者交流や、産学交

流事業などへのベンチマーキングが行われている。

4. 川崎市との交流の進展

行政機関・職員の交流は年々活発になっている。公式的な訪問に加えて、具体的な政策や事業の情報交換が増えている。そして、市民交流はより多様な層の参加がすすんでいる。本誌七号に前年度両市交換職員が、行政・市民交流における継続・発展とともに支援体制についてそれぞれ示唆している。ここでは、最近の事例を報告したい。

○行政・職員交流

行政一般の交流は、実際の訪問交流以外にもインターネットの発達により日本の自治体の多様な資料や情報が韓国内において早く大量に得られることが大きい。川崎市についても行政情報がホームページを通じて公開・提供されているので、基本的な事務事業についての新しい資料はこれを利用して提供している。

今年度の特徴は、両市間の職員政策交流が二回実施されたことである。

一つは五月、富川市職員による川崎市行政分野別研修の一環として実施された、川崎市・富川市政策交流セミナー「福祉自治体の創造をめざして」である。川崎市側からは、特色ある福祉行政の展開、障害児保育、介護保険と高齢者行政、富川市側からは低所得者層公的扶助施策、障害者福祉について事例が発表された。研修は企画、体育・青少年、企業支援、失業対策、文化芸術、保健福祉、税務、国際通商、社会福祉の分野別に係長級を中心に実務者二四名が派遣され、研修後の具体的な事業への反映

を目標とした。

もう一つは八月、(財)川崎地方自治研究センター韓国研修ツアーの富川市訪問の際に、「市民参加のまちづくり」を主題に行ったものである。内容は、富川市の市政への市民参加の状況や都市計画の概況を研修したあとに、市内でフィールドワークを行い、歩いて発見したまちの魅力や改善点についてまとめるワークショップで、両市のまちづくりに関心のある若手の職員を中心にすすめられた。川崎市においては、近年様々な職員研修の場面で採用されているワークショップであるが、富川市の職員との実施は初めてであり、通訳を介してのコミュニケーションが円滑に進められる心配されたが、市民とともに実践するまちづくりの手法として富川市職員の共感を呼び、川崎市職員にとっても富川市のまちづくりの理解と、言語の差異を越えたワークショップ経験が得られたようだ。

○多様な市民参加

富川市と川崎市の交流は、民間交流がきっかけになっているといわれるほど、それぞれ自主的に積極的な動きがある。市において、市民交流は間接的な役割を担うにすぎないが、相互に市民が友好都市関係を積極的に捉えて、交流や出会いの場として活用しようとしている様子が見える。

最近の事例として、ともに韓国、日本の社会に関心を持ち活動するクラブ活動の交流がある。これまでに富川市の高校生が川崎を訪ねたことがあり、その後輩たちが川崎の高校生の韓国訪問を呼びかけ、応えた川崎の高校生たちが訪問した。高校生が主体にホームステイ、「従軍慰安婦」問題を課題にフィールドワークを行った。若い

世代が双方の歴史観を課題として交流しようとしている点で、意義深い内容である。

もう一つの変化として韓国地方自治の意識の深まりの中で多様な層が自治体間交流に期待を寄せていることを感じる。障害者社会福祉施設、教育機関 (韓国は政府機関として事務を行う) などが両市の交流をおして川崎の団体、機関との交流を希望している。

おわりに

現在、朝鮮半島南北会談の実施以降、東アジアの政治的関係のダイナミックな動きが実感され、二〇〇二年のワールドカップの共同実施などをふまえて、日本と韓国のパートナーシップのあり方が注目されているようである。また、韓国側で交流を支えるものとして、学習者の増加を背景に日本語が大学入試課目へ設定され、日本大衆文化の開放がすすめられている。

私見であるが、国際交流においては、一般的な情報とともに個別の交流をおとした直接の経験をもつことが大切であると思っ隣国でありながら文化への理解や誤解もしかねない韓国と日本の中で、川崎市と富川市の間では非常に具体的な市民像の共有が重ねられていることはとても芯の強い国際化ではないだろうか。

韓国自治体と市民を正しく理解し、川崎市の内実ある国際化と市民間の信頼関係を目標に、富川市で多くのことを学び、川崎市の姿を伝えるように微力ながら努力していきたい。

富川市ホームページ ハングル・英語版 <http://puchonsi.com>

市民の手による福祉

オンブズパートナー組織

「福祉ネットワークみやまえ」設立に向けて

宮前区区づくりプラン推進委員会
福祉オンブズパートナー委員会

小林はるみ

はじめは

平成六年八月に宮前区区づくりプラン策定委員会が、公募を含めた区民、企業、行政代表約五〇名で発足しました。

平成九年三月に「宮前区区づくりプラン」が策定されるまで、終始「市民参加」を最も重要と位置づけ、「まちづくり広場」と称し広く市民に参加してもらって意見を聞く場を、約三〇回開催し、参加者は、延べ約七〇〇人にのぼったと聞いております。そして、引き続き、そのプランを実現するために、策定委員会の解散と同時に新たなメンバーを加え、区づくりプラン推進委員会が発足しました。

区づくりプランの七つの分野別テーマの一つに、「福祉のまちづくり」があげられ、推進委員会になってからは、福祉専門部会が設置されました。その中は、さらに四つの分科会に分かれ、「福祉施設の管理・運営に関する分科会」、すなわち福祉オンブ

ズパートナー分科会が、毎月一回以上の検討会や学習会を重ねてきました。

学習会の講師としてお願いした方たちは、地域型福祉オンブズマン組織の先駆者である「湘南福祉ネットワーク」（以下Sネットと称します）代表の上田晴男氏に二回、川崎市市民オンブズマン事務局、Sネットのオンブズマン大石剛一郎弁護士、「司法書士川崎市のボランティアの会」の末永博氏、玉村佳之氏などです。これらの学習会を経て、一〇名の市民で構成する分科会委員は、宮前区内の福祉施設（高齢者・障害者の別を問わず）をネットワーク化して福祉オンブズパートナーシステムを導入することは、必要か否かの段階はもはやすぎ、実現のために何をすれば良いかの問題だということ、意見が一致しました。

この結論に至ったのは、身近な施設利用者からさまざまな問題提起をされていただけでなく、Sネット代表であり社会福祉法人「翔の会」の障害者と高齢者の福祉総合

援助施設「空と海」の施設長であり、かつ理事である上田氏の言葉に共感したからでもあります。

福祉施設の問題とは、悪いことや不当なことというより、施設や福祉サービスがもっている「仕組み」としての欠点や注意しなければならぬこと、という意味です。ですから懸命に努力している施設にも当然あることで、今の制度や「仕組み」が変わらないとなくならないものといえます。逆にいうと、その問題に気づかず放置している、施設や職員を中心とした運営をしているところは、とてもひどい状態になっている、と言えます。（福祉サービスと権利擁護、湘南ふくしネットワークの実践から）抜粋

実現のために

実現のために行動を起こさないといいなことは分かっていますが、市民委員である私たちにやるのは熱意だけでした。

まず、オンブズパートナーになってくれる人を探さなくてはなりません。司法書士の二人は、話をうかがった時点で、大変意欲的でしたので、すぐに確定できましたが、法律の専門家である弁護士には、当然メンバーに加わってもらわなくてはなりません。しかし、一般に相談業務が三〇分五十分と言われる弁護士で、ボランティア精神で活動してくれる方をどう探したら良いか、行き詰まっていました。

委員からも、いつまでも会議だけをしていたのでは、一歩も前に進まないという意見が出始めました。

その時、「報道と人権を考える会」のメンバーだった一人の委員が、その事務局に

相談したところ、横浜市の青木孝法律事務所を紹介してくださり、そこに所属する佐賀悦子弁護士が引き受けてくれたのです。そして、さらに、佐賀悦子弁護士が、川崎総合法律事務所の本田正男弁護士を紹介してくださりました。

平成十一年一月二月になっていました。これがかきかけで、元委員で社会福祉士の東邦医大病院の医療ソーシャルワーカー、片柳光昭氏、調布学園短期大学人間福祉学科の小野敏明助教授が、次々と、オンブズパートナーに決まり、大きく前進したのです。

「福祉のまちづくり広場」で、区民に報告

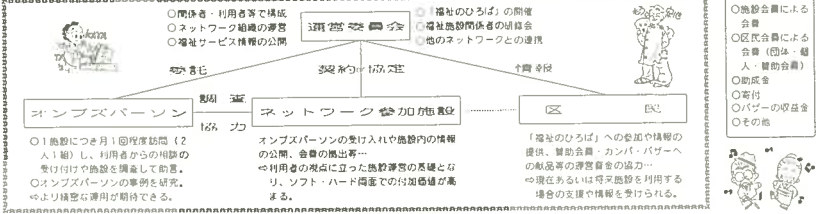
福祉オンブズパートナー候補者が確定した段階の平成十二年三月四日、宮前区役所の大会議室で、広く区民に参加を呼びかけて、「広場」を開催し、市民によるオンブズパートナーの組織づくりの活動報告を行い、オンブズパートナー候補者を紹介し、参加者の意見をうかがいました。

広場には、Sネットの上田晴男氏の講演会にも参加頂いていた福祉施設の代表の方々もご出席くださいました。そして、もう一つの大きな課題だったネットワークへの参加施設の確保がここで具体化してきました。

現在、参加の意向を示してくれている施設は、老人保健施設二施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所更生施設、在宅障害者デイサービス施設の五施設です。六月から各施設を、オンブズパートナーと委員合同で見学を続けており、一方で、規約案を策定し、一〇月からは、参加予定施設にも加わってもらって検討を重ねていきます。

一 区民の手によるオンブズパーソン制度一
「福祉ネットワークみやまえ」今年度中にいよいよスタート！
～わたしたち自身が、家族が、そして地域のおんなが安心して施設を利用できるために～

「福祉ネットワークみやまえ」組織図



オンブズパーソン予定者

小 野 敏 明	大学助教
片 柳 光 昭	社会福祉士
佐 藤 悦 子	弁護士
佐 藤 永 博	弁護士
玉 村 雅 之	司法書士
本 田 正 邦	弁護士

(敬称略・50音順)

6月7日付民衆新聞

弁護士ら第三者が施設チエック 「福祉ネットワークみやまえ」

宮前区づくり推進委員会「福祉ネットワークみやまえ」で3年余りにわたって検討を続けてきた「福祉ネットワークみやまえ」制度が、来年度を目途にいよいよ立ち上げます。

既述していたオンブズパーソンの人選も終わり、今後はネットワークに参加する施設との調整や、実際の運営方法についての詳細の決定を急いでいく予定です。何となく重要なのは、オンブズパーソンへの費用負担や情報提供のための事務手続きといった「運営資金」の確保です。

すでに、川崎市社会福祉協議会の「ともしび基金」や、NHK、JTBなど、助成制度を設けている機関への申請を行っています。それでも安定した財源を確保するに乏しいため、自己資金調達の一環として、9月9日(土)開催予定の「みやまえふれあいフェスタ」でパゾーを開きます。そこでの特産品や一般のカンパなど、区民のおんなの意欲が支援で、この「福祉ネットワークみやまえ」を育ててあげてください。朝野のお問い合わせやカンパのお申し込みは、小畑はみ (Tel/Fax: 045-444-448) までどうぞ。

区民がつくるまちづくり広場 NO.61

編集・発行 宮前区づくり推進委員会 創刊8号

ご意見・お問い合わせは、事務局 (区役所区民福祉課区民係) 856-31125まで

区民活動支援コーナー 6月12日から供用開始
区民の活動 便利にサポート!

先月号でお知らせした「区民活動支援コーナー」の運営は、利用部で構成される「区民活動支援コーナー利用者会議」とその下に「運営委員会」が行いますが、当初登録した28団体による、第1回目の「利用者会議」が6月11日(日)に開催され、夏2日目(月)から供用が開始されました。

会議では運営や手続きなどについて、以下のとおりとすることが了承されました。

【利用時間】 午前9時から午後9時
年末年始(元旦・清浄日)その他、行政管理者が定めた日
【休 日】 非営利社会福祉施設を目的として、かつ登録して会費となった、宮前区内で活動する個人、団体等
【登録方法】 ①区民活動支援コーナーにある「利用登録申請書」に、必要事項を記入して提出する(受け付けは随時)。
②毎月1回開かれる運営委員会で登録の可否を審査し、申請者に通知。
③会費を納めた場合は会費の発行を受け取る。
※登録内容が変わった場合は変更手続きを要してください。
【利用方法】 ①作費スペース、打合せスペースともに、空いている場合はいつでも登録証を提示して先着順に利用できます。
②他の会議と共用したい場合は、占有利用として予約もできます(利用日の前月の1日から受付付け)。
③夏休み期間中の生利と全曜日午後には、会費の当番制による事務局員がいますので、電話による予約が可能です。それ以外の日は区民活動支援コーナーにある「予約書」に必要事項を記入してください。
※各スペースを占有して利用することもできますが、お互いの話し合い、譲り合いによって、みんなが気持ちよく利用できるよう協力ください。
【利用料金】 区民活動支援コーナーの運営経費は利用部で分担し負担します。経費負担は、登録時、印刷費用時、①打合せスペース利用時、②レターケース利用時にそれぞれ必ずです(負担の内容については4面をご覧ください)。

今後の課題

現在の予定では、平成一三年二月か三月に「福祉のまちづくり広場」を開催し、「福祉ネットワークみやまえ」の発会式とし、いよいよ、活動を開始したいと考えています。

しかし、重要な課題が残っています。

(1)運営資金

これまでの委員会運営費は、宮前区づくり推進委員会に助成金を申請し、オンブズパーソンへの交通費支払いや、資料印刷費、まちづくり広場開催費などを、まかなってききましたが(委員の活動費は、自己負担)「福祉ネットワークみやまえ」の活動費は、事務局の運営費、オンブズパーソンの活動費、まちづくり広場の開催費など、参加施設の会費だけでは到底足りません。特に、立ち上げる時は、多大のインシャルコストがかかります。

そこで、委員会では、九月九日の「宮前ふれあいフェスタ」で、パゾーを行いました。区民に献品やカンパのお願いを兼ねた広報活動を行い、約七万五千円の収益金を得ることができました。財源などの助成金の申請もしていますが、今後、引き続き活動を継続していくには、少ない委員の献身的な努力にのみ

頼っていたのでは難しい面も多々あります。できれば、公的な助成をお願いしたいものです。

(2)参加施設の拡充

現在、宮前区内の人権擁護意識の高い五施設が参加の意向を示していますが、残りの福祉施設にもネットワークの輪を広げていくには、どうしたら良いのか。人権擁護には無関心という施設はないと思われすが、一方で、あら探しをされたくないというのが本音かもしれません。

障害者への介護保険導入を間近に控え、全ての施設が利用者から選択される立場にかかわる事を考えると未加入の施設にも、市民とともに質の向上に協力しあえることを

市民の目②

市民と行政の
パートナーシップについて

共同参画型社会の形成にむけての身近な提案

川崎市男女共同参画センター
平成一一年度女性政策塾受講者

増田和子

暮らしを取り巻く身近な事がどのように決定されていくのか。平成一一年度女性政策塾では、行政の政策形成過程に「市民としてどの程度関与することができるのかについて具体事例をもとに検証し、共同参画型

社会の形成に向けて必要なことを考えてみました。題材は、市民参加が積極的に実施された最近の事例から、「子ども総合プラン」と「子ども権利条例案」の策定過程を取上げました。検証の結果、私達が当初考

えていたよりも市民が行政に関わる手段は多く、行政の姿勢も市民参加を推進していく方向であることがわかりました。しかし一方で、市民と行政のパートナーシップがうまく噛み合わない現実もあるようでした。

なぜでしょうか。現状を分析していくと共同参画型社会を実現するために必要なことが見えてきました。第一に、市民・行政間の情報の迅速な伝達と共有化です。たとえば、行政からの情報提供が滞ると参画への呼びかけが市民へ伝わりません。市民の声が行政に届かないと、市民に無用な誤解や不信感が生まれます。情報の停滞は様々な局面で共同参画型社会を阻害します。

第二に、市民が従来の傍観者の立場から政策形成の主体者であることへ意識変革し、「お任せ民主主義から脱却」することです。また、市民自ら変化していくことはもちろんですが、共同参画型社会への移行期には、行政も市民に対し新たな社会システムについての理解を広める努力が重要だと思われれます。

第三は、市民にとつての参画メリットの存在です。仕事である行政と立場の違う市民が政策形成に継続的な参画をするためには、市民の意見が合理的に反映されるとか、納得のいく合意形成が得られる等のメリットが必要です。そのためには、行政の一方的な意見の徴集や把握だけではなく、参画した市民に対する政策成果のフィードバックが大切だと思えます。

以上のように、市民と行政の共同参画型社会の実現には、①情報の迅速な相互伝達と参加者間の情報共有化、②参画型社会における市民の役割認識の向上、③市民側の認識可能な参画メリット、の三点が重要と

考えます。そこで、これら三点を踏まえながら市民の立場からいくつかの提案をしてみたいと思えます。提案にあたってはできるだけ既存の仕組みを活用することに重点を置き検討対象を選択しました。提案対象としてはモデル事業、川崎市ホームページとインターネット（市民の声等）、市政だより、市長への手紙、小学校における総合学習、会議公開制度、市民集会、オンブズマン制度を取り上げました。紙面の都合上ここでは、六つの提案を述べるに留めますが、興味のある方は男女共同参画センターすくらむ21の平成一一年度女性政策塾レポートをご覧ください。

提案1 モデル事業へのモニター制度利用

とパブリックコメント（市民意見反映制度）導入

モデル事業とは、試験的要素があり利用者の声を聴く等の事業評価を踏まえた後、改良される余地が残されています。この実施段階こそ利用者の声を反映する絶好のチャンスではないでしょうか。そこで、このような機会を利用するためモデル事業におけるモニター制度とパブリックコメント制度の導入を提案します。この制度は、企画や計画段階における市民参加より身近で、新しい事業の利用がそのまま市民参加になる敷居の低い直接的な参加手法になります。そして、何よりも大切なのは行政が市民から集めた意見をきちんと検討し、その結果を市民に対して報告する義務を負うようにすることが大切です。

たとえば、平成一二年年度実施予定のモデル事業「小学校施設を利用した児童の健全育成事業」は小学校対象事業と市民の関心

度の高い事が予想されます。当提案の対象としてはいかがでしょうか。

提案2 コンピューターデバイドをなくそう

2-1 新しい行政窓口としてみんなが使えるインターネット端末の設置

現在市内に設置のインターネット端末はタッチパネル形式の背の高い画面で立ち使用です。これは、小さな子供や車椅子の人の画面が見えませんが、また、タッチパネル形式で人力のできない片方向通信ではインターネット端末本来の良さ、時間と場所にとらわれず双方のやり取りができるという特長を活かしていません。設置端末を充分活用するため、端末は座って利用できるようにし、マウスやキーボードによる入力が可能にする事を提案します。利用者自身が画面を見やすく調節できるよう固定ディスプレイは避けるとより良いと思います。現状ではインターネット端末がない家庭も多いと思われれます。こうした市民が差別なくコンピュータを利用でき、みんなのインターネット窓口となるよう、現在設置されている端末の改善を提案します。

2-2 市民による市民のためのインターネット講座

市のホームページを普及させることと、インターネットを使える市民を増やすことを目的としたインターネット講座を提案します。講習の題材はもちろん市のホームページ。市の情報を得るため、あるいはネットを通じて意見を出したいときはどうしたらいいか実践的な講習を行います。講習の講師も可能であれば市民から募集、あるいは最初は市の職員が担当し二回目以降は講習修了者の中から講師を募り市民が市民に使

い方を伝えていきます。講習が軌道に乗った後、各公共施設にある開放端末の使い方をサポートする人材をインターネットアドバイザーとして講習修了者の中から活用するのも一案です。

2-3 高齢者施設へのインターネット端末設置

二一世紀来るべき高齢社会に備えて、コンピュータ社会の弱者になりがちと考えられる高齢者を主たる利用者としてとらえ、高齢者施設（たとえば、いこいの家等）への端末の設置を提案します。高齢者施設利用を高齢者以外にも開放し、異世代間交流の中で高齢者がコンピュータの知識や技術を習得できるよう、施設側が交流をサポートしていきます。たとえば、コンピュータの使い方を教えても良い若い人と教えて欲しい高齢者をマッチングさせるコンピュータパートナー等も一案ではないでしょうか。

提案3 ホームページの活用

3-1 ホームページを大宣伝

川崎市のホームページの宣伝は各公共施設に置かれているチラシと市政だよりに掲載されるアドレスが主なものです。そこで、知名度を上げるために、アドレスをあらゆる所に掲載します。極端に言えば市の作成する印刷物全てにホームページアドレスを記入することを提案します。広報のために印刷物はもちろんのこと、たとえば、税金納付書、水道料金徴集票、乳幼児健康診断の通知などの余白にも記入します。

3-2 ホームページモニター制度導入

で利便性向上と利用者層の拡大を図る

市民が使い易いホームページを作るためモニター制度の導入を提案します。

たとえば、情報化社会において弱者と考
えられている高齢者をモニターとし利便性
の向上とホームページ利用の普及、利用者
層の拡大を図ることが考えられます。また、
小学生をモニターとし小学校のコンピュ
ーター教育との融合も考えられます。

3-3 「市民の声」(電子メール)の より積極的な活用を促進

市ホームページでは「市民の声」募集に
おいて「意見をお寄せ下さい。でも返事は
返せない」旨の記述がありますが、これは
意見を出す者の意欲を削ぐだけでなく、現
実にはできるかぎり回答している行政努力
も無駄にしていまいでしょうか。そこで、
現状の行政対応をアピールするとともに、
より積極的な意見募集の呼びかけを提案し
ます。加えて、より有用な意見を集めるた
め目的別に意見を募集、意見例を掲載する
等のわかり易さも工夫します。

3-4 ホームページに「質問箱」と 「良くある質問」を掲載

本来身近であるべき地方行政を本当に身
近なものにするため、行政に関する疑問を
気軽に聞ける場として「質問箱」と「良く
ある質問」の掲載を提案します。施策説明
等一方向的になりがちな行政側のアプロ
ーチが市民からの質問により、噛み合ったもの
へと変化する事が期待されます。また、重
複した質問へ対応する手間を省くため「良
くある質問」では市民が回答を共有できる
ようキーワード検索を可能にし市民自ら回
答を探し出せるよう配慮します。

3-5 政策形成過程におけるインタ ーネット利用

多くの市民が時間や場所に捕われず政策
形成過程に関わる事ができるようインタ
ーネットの活用を提案します。

たとえば、施策について考える材料を市
民に提供します。ヴァーチャル審議会を掲
載し審議会委員等によるホームページ上
でのコメントを実施、紙面制約の少ないホ
ムページで対立する意見とその根拠、メリ
ット、デメリット等を掲載し判断材料とし
ます。その他、参考資料、文献、関連ホ
ムページへのリンクを掲載、個々の興味に
応じた判断材料の入手も助けます。

また、テーマに関するインターネットフ
ォーラムを開設し、市民が各々の立場にお
ける互いの主張を理解し合う場を設けるこ
とも一案です。

それから、一度意見を寄せた市民を対象
にメーリングリストを作成し、継続的な情
報提供を電子メールにより行います。参画
した市民と行政間における継続的な情報共
有を実現できるのではないのでしょうか。

提案4 市政だよりの活用

4-1 市政だよりの魅力向上のため「お知らせ
型」ではなく、市民が参加できるインタラ
クティブな紙面にしてはどうでしょうか。

たとえば、市民から市政に対する疑問、
質問を募集し行政担当者が一問一答形式で
答える。また、話題・問題になっているこ
と、行政が市民に聞きたいテーマにつ
いて意見を募集し、紙面討論してみます。
意見は手紙、ハガキ、留守番電話、FAX、
電子メールで受け付け多くの市民が参加し
やすい工夫をします。

4-2 市政だよりの存在と利用方法を

周知徹底

市が市民への情報提供源として重視して
いる市政だよりの重要性を転居者に周知徹
底することを提案します。住民登録の際等
に発行時期、配布方法、入手方法を伝え、
一部現物をその場で転居者へ配布します。

4-3 若年層の読者を増やそう

小・中学生が市政に興味を持つよう「こ
ども市政だより」の刊行を提案します。ま
た、総合学習の教材とするなど、教育の場
における活用も可能になるのではないでし
ょうか。

提案5 「市長への手紙」のより一層の活用

「市長への手紙」という制度の周知徹底
を図るため年一回「市政だより」に「市長
への手紙」を折り込みます。その際、市民
が利用しやすいように、また、より有用な
提言を募集するため、意見募集の目的と過
去に有用であった手紙を具体例として掲載
します。

この他、制度の認知度を高め、有用性を
アピールするために年次報告書を作成する
ことも提案します。報告書によつて新たに
手紙を利用するきっかけが作られるかもし
れませんし、同様の意見を持つ市民は報告
書を読むことで市政への理解が深まると思
われます。

提案6 総合学習の活用

6-1 総合学習と市民集会のタイアップ
総合学習の授業と市政参画の場である市
民集会をタイアップさせ、広く子供達に市
政へ意見を届ける機会を提供するととも
に、市政参画について実際に体験学習する
場を与える事を提案します。授業に市政参

加を取り込む事で市政参加が一部の限られ
た子供たちの物でなくなり、未来に向けて
裾野の広い市政参画の芽を育てる事出来る
のではないのでしょうか。

6-2 総合学習で情報公開条例を使 てみよう

情報公開条例の知名度は、行政側の熱心
な広報活動にもかかわらず決して高いとは
言えません。また、知ったとしても実際に
活用したところのある市民は大変限られて
いるのではないのでしょうか。そこで、川崎市
の先駆的な条例の一つ、「情報公開条例」
を理解し必要なときには正しく利用でき
る未来の頼もしい市民を育てるために、「情
報公開条例」の使い方を習得する授業を総
合学習に取り入れることを提案します。

まとめ

政策熟での活動を通して、市民参加型行
政の仕組みは、市民がその仕組みを活用し
なければ価値は産まれないことを強く認識
しました。共同参画型の社会を創造してい
くためには、行政は参画の仕組みを市民に
活用してもらうことに努め、市民は組み
みを積極的に使うことを心がけることが大切
です。すなわち、市民参画型社会とは市民
と行政が努力とお互いの持ち味を出し合う
事で成立するものなのです。こうした試み
は始まったばかりです。より多くの市民が
納得し、行政参画するために、市民も行政
も前向きに試行錯誤しながら市民合意形成
の手法を確立していくことが必要でしょう。
(なお、本稿は玉野井澄子さん、井上美智
枝さんとの共同執筆した報告書をまとめた
ものです。)

”ものづくり川崎“の企業から構造変革を

時事通信社川崎支局長

石田勇七

(1) 三菱自動車から米ダイムラークライスラーと(2003年3月)。日産自動車から仏ルノーと(1999年3月)。マツダが米フォードと(1996年5月)。スズキ・いすゞ自動車・富士重工各社が米ゼネラル・モーターズと。いずれも日本側が、外資の資本提携と経営陣を受け入れた。II「自動車業界のメガ再編」。

(2) 未曾有の食中毒事件を起こし終始責任逃れに徹した雪印乳業。ユーザーからのクレーム情報を隠匿してリコール逃れを行っていた三菱自動車。欠陥テレビによる出火事故を多数出しながら事実を秘匿し迅速な製品回収を行わなかった三菱電機。II「企業不祥事」。

(1)と(2)の間には、底流に流れる共通項が潜んでいる。この共通項について考察することは、「ものづくりのまち川崎」から新世紀に優秀な企業が生まれるかどうか、につながる。

倫理とヒト創りができなかった構造

七〇〇八〇年代、日本の企業は元気がよ

度ではなかったことが結果的に明らかにな

った。「倫理」と「ヒト」をつくらず、「モノ」作りのみに偏った企業が、市場環境の激変に直面し、疲弊しきっている時に、前後して「再編」と「不祥事」が起きた。

市場・経営環境の激変と課題

九〇年代以降の国内マーケットの特色は「生まれた時から全て揃っている世代が中心顧客。多様なニーズと完全なサービスで企業を選別する。うるさい客」が多い。この

日本企業が難攻不落とも見える肥大したピラミッド構造を作っていた頃、アメリカ企業は、日本製品への対抗と多様化するニーズに因應するため、二〇年前から「即対応・即断・即決」型企業への脱皮をはかり、血を流しながら「ローコスト・数値結果主義への移行」に取り組んでいた。肥大した日本企業の「弱点」を研究しつくしている点が注目できる。具体的には、時間のかかる稟議・承認作業をなくして、中間管理職を極力減らし、現場社員にできるだけ権限と裁量権を与え、社長と現場の風通しをよくしたのである。

この一連の流れを「リエンジニアリング」という。現在ではこの構造に「IT」技術を盛り込んでリアルタイムに経営状況を把握し、E-mailで現場の声を吸い上げて効率的な経営を成功させている。アメリカの好景気はIT型「リエンジニアリング」に支えられている。

だが好調なアメリカ企業に、ただひとつ足りなかったのが「日本の強大な生産技術」だった。日本の製造業が巨体ゆえに方向転

換がままならず、倫理と経営が疲弊しきっている時に外資が経営権を握った。海外の企業家達は戦略的に見誤らなかつたのである。

現在、世界の一流企業はこぞって「顧客第一主義」(顧客の価値観の変化を敏感にとらえて、顧客の多様なニーズにクイックレスポンスし、顧客の視線の高さで満足度を向上させること)を標榜し実践している。また企業の危機が破滅につながるにように、経営と危機管理のプロの養成に投資している。企業危機の緊急時にこそ「迅速な情報公開と製品回収・手厚い補償」を行い、「誠実な企業イメージの醸成」を行っているのが大勢である。

変革のキーワード

新世紀での起業や経営戦略を考えると、大切なキーワードをいくつか掲げておく。①「即対応・即断・即決型のスピード経営」②「ローコスト・数値結果主義への移行」③「私だけに向けられる製品とサービスの質」という多様な顧客ニーズ④「責任分散のための中間管理職を減らす」⑤「現場社員に裁量権と権限を与え、経営者と情報を直結・共有させる」⑥「初めにヒト創り。経営・危機管理のプロ養成」⑦「顧客第一主義に徹した戦略」⑧「顧客のためのIT技術の導入」⑨「その分野のオンリーワン企業」⑩「顧客のための企業倫理」(これらのキーワードを具現化できる企業が、ものづくりのまち川崎から多く出てくることを願ってやまない。

トルコ共和国 地震災害派遣奮闘記

救助(援助)に国境なし!

消防局警防部警防課主任

伊藤聡夫

はじめに

消防局は、市内に八つの消防署と三二の出張所を配置し、消防局長以下、一四二六人の職員とヘリコプター二機を含む最新鋭の消防車両等二〇一台により、市民の生命・財産を守るため、日夜、各種災害に備えてためまぬ努力を重ねています。

消防の任務の中に、海外において地震等の大規模な災害が発生した場合、被災国からの要請を受けて被災地に赴き、高度救助用資器材を駆使して、人命救助活動を行うことを目的とした、国際消防救助隊という組織があります。川崎市の二一名を含め、全国の四〇消防本部、五〇一名を自治省消防庁に登録し、各都市の当番日を定め、いつでも出場できる態勢を整えています。

また、日本国内で発生した地震、噴火等の災害に対し派遣される、緊急消防援助隊という組織もあり、当局からも神奈川県という統括として、平成七年二月、兵庫県を襲っ

た阪神・淡路大震災、平成二二年四月に発生した北海道有珠山噴火災害に多数の職員を派遣し、長期間にわたり救助・救援活動を行ったことは記憶に新しいところです。

以下は、平成二二年八月トルコ共和国を襲った未曾有の大震災に、当局から四名の国際消防救助隊員を派遣した救助活動の記録である。

異国の地で

平成二二年八月一七日二五時三〇分頃、自治省消防庁よりトルコ共和国において地震が発生、国際消防救助隊派遣の可否については現在確認中との地震情報が飛び込んだ。一六時四三分、自治省消防庁より正式に当局に対し四名の派遣要請が入る。出発は明日九時五五分成田発バリ経由イスタンブール。一〇分もしないうち、「本日二一時五五分成田発バリ経由イスタンブール・エールフランス二七三便で出発しますので、四名を二〇時三〇分までに成田空港ま

で派遣して下さい。」と二転三転する情報の中、臨時幹部会議が招集され、派遣隊員四名が決定、緊急走行の消防車両三台で、首都高速、東関東自動車道を経て、二〇時三〇分成田空港に到着した。総勢二〇名の国際消防救助隊の結団式、出国審査を受けイスタンブールに向け飛び立った。離陸後、大きく深呼吸一つ。あれよあれよという間に飛行機に乗っていたという感じ……。冷静になって今後のことを考えた。「えらいことになってしまった、我々に務まるか。でも、やるしかない」情報が乏しく不安が頭をよぎる。イスタンブールがトルコにあったことすら知らなかった。幸いなことは、良いスタッフに恵まれたこと。

八月一八日四時二五分、バリ・ドゴール空港に到着。「花のバリ」どころではない。次のイスタンブール行き便まで、五時間待ち。サロンにて休憩後、ミーティングを行うが、ここでも正確な情報は人手できない、行ってみなければわからない状況。いらいら……。さらに追い討ちをかけるように飛行機が一時間の遅れ。はやる気持ちを押しさえる。ここで気持ちに余裕ができた。「焦ってもしょうがない、ここは日本ではないのだから」海外では、すべてアバウトに考えなければならないことを認識した。



猛暑の中、懸命に救助活動に当たる隊員

ここで様相は一変する。港は殺伐とした

雰囲気包まれ、周囲の建物は大きく崩れ、広場には避難民が溢れていた。チャーターした小型バスとトラックに分乗し、現地の対策本部へ。トルコ政府から、「日本国は、半壊建物が多く生存者の可能性が高いカラマンシティーを担当するよう」指示があり、休む暇もなくカラマンシティーに向け出発した。到着時、我々を出迎えてくれたものは、一、二階が倒壊した三階建てのリゾートマンションであった。隊長の指示で三班に別れ、二〇時〇〇分、三か所の現場で救助活動に入った。不眠不休の活動で五名を発見し、三名を救出したが圧死状態であった。夜が明け周囲を見渡すと、昨晩は気がつかなかったが布に包まれた物が至る所に無造作に置いてあるのだ。それが、遺体と気づくのにいくらも時間がかからなかった。棺が間に合わないのだ。全員で黙とうを捧げカラマンシティーの現場を後にした。

八月十九日、今日も早朝から灼熱の太陽が容赦なく照りつけ、我々隊員の体力を奪っていく。対策本部付近の現場で一名救出したところで、警察官が「あっちに生きている人がいる」と我々を呼びに来た。現場に緊張が走り、隊長以下五人が確認に向かう。無線で「生存者一名確認、資機材を搬送せよ」との命令が入る。五人では一回で運びきれない救助資機材を前に「どうするか」迷う。そこで付近にいる住民達に片言の英語でこう呼びかけた。「Please carry this rescue machine for rescue scene」すべし、私も我もと重い資機材を三〇〇メートル程離れた現場まで搬送してくれた。感激目が潤み、何度も「サンキュー、サンキュー」と連発して彼等と握手した。救助に国境は

ない。

現場に到着すると、女性が一名、崩れかけたコンクリート板の六〇メートル程の隙間に挟まれており、呼びかけるとうなずいたり、か細い声で返事をする状態であった。直ちに、ジャッキを設置しゆっくりコンクリート板を拡張、付近の廃材で当て木を行い、落下防止をはかる。木材やベニア板をのこぎりで切断、ガレキを排除し二時三〇分女性一名を無事救出した。三〇〇人程の住民から拍手と大歓声が沸き上がり「Japan wonderful」との賞賛の声が寄せられた。疲れも何もかもふっ飛んだ瞬間であった。一四年の国際消防救助隊の歴史の中で、生存者救出は初めての快挙であり、この瞬間に立ち会えたことに満足と誇りを感じる。

派遣で学んだこと

多くの事を学んだ派遣だった。我々の活動によって、トルコ共和国の国民が生きる望みと元気がでるよう、一人でも多くの人を救出しようとして心なげに頑張った。救いだっただけとは、トルコ人気質と違っていいのかとにかく明るいということ。被災しているのに「メルハバ、ガイレット（こんにちは、頑張ってください）」と声を掛ければ、必ず笑顔で返してくれる。被災して家族を失い、怪我をしているのにもかかわらず「何か手伝えることはないか」と通訳を介して申し入れてくれる。何と強い国民性なんだろう。それに、我々も勇気づけられた。言葉は通じなくとも、「救助（援助）に国境はない」ということを身をもって経験し、また、微力ながらも国際貢献できた八日間だった。最後に、トルコ共和国の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げるとともに、今後

も、この貴重な経験を生かし、複雑多様化する各種災害に対し、人命救助という崇高な任務を全うするとともに、市民の皆様か

ら信頼される消防をめざし、職員一同より一層精進してまいりますので、消防局に対しご協力をお願いします。

現場の目②

区政推進業務の現況について

宮前区役所区政推進課長

皆川敏明

1. はじめに

「宮前区の区政推進業務を担当しているの楽しさや苦労話などを書いてほしい」との依頼を受けた。私が七区の区政推進課長の中で最も年数が長い（といってもまだ三年目であるが）からなのか、いやいや、宮前区が他の区に先駆けてまちづくり組織（宮前区区づくりプラン推進委員会。以下、区フ委員会とする）が起ちあがり、それを中心として積極的、かつ活発に様々な活動が展開されているからであろう。

ご存知のように、区政推進課には、大きな柱として、まちづくり推進を含めた区政推進業務と、町内・自治会連合会、体育・青少年指導員団体、美化運動実施団体、交通安全団体、自主防災組織などの地域振興、地域支援業務がある。今回は、与えられたテーマに即し、まず最近の区政推進事業を

2. 宮前区区政推進事業について

概観し、特に区フ委員会の活動を紹介したあと、平成一一年度から正式に事業化された区パートナーシップまちづくり事業（以下、パートナーシップ事業とする）について述べてみたい。なお、意見にかかわる部分は私見であることをお断りしておきたい。

区政推進事業は、各区に初めて独自の予算が与えられたものであり、区長が主宰し、区民代表からなる区政推進会議委員がその企画を支援したり、アドバイスしたりして、区にふさわしい事業を展開していくものとして、平成二年にスタートした事業である。当初のころは、すべての区とも、ものづくりやイベントなどが数多く行われていたが、一〇年間経たことを契機に行政主導のものづくり、イベント事業から区民主導の

事業への支援やパートナーシップ事業への転換が指摘され、今日に至っているが、一度はじめた事業を簡単には廃止することは難しく、目に見えるほどには転換していかないのが現状である。

宮前区としては、ものづくりは極力排除し、イベントについては実行委員会組織をできる限り区民と行政が上手に役割分担し、企画・運営していく方式へと理解を得ながら少しずつ努力していくこととした。

今後も、限られた、いや漸減されていくであろう予算の中で有効かつ意義のある事業を展開していくには、税で負担すべきかどうか、またその費用対効果を考えながら進めていきたい。

3. 区づくりプラン推進委員会の活動について

平成九年三月に「宮前区づくりプラン」を策定し、同年七月にスタートした区委員会には、平成一一年の二期目から、広報・イベントなどの自主活動、三つの地区部会と六つの専門部会からなる支援活動、そしてスポーツセンター建設をめぐる問題を検討していくスポーツセンター専門部会（以下、スポセン部会とする）など、行政と協働を進めていく連携活動に枠組みを整理し、区づくりプランに提言されている「ガーデン区」構想の実現に向けて、区民の方々が汗しながら実践活動を進めている。

自主活動中で特徴的なものとしては、「まちづくり推進協議会」及び「まちづくり支援センター」の設立が挙げられる。これは、現在の区委員会が行政直営であることから、これを区民主体の組織へと転換し、よりダイナミックで自由度の高い組織

をスタートさせようとするものである。もちろん、資金面を含め多くの大きくて高いハードルがあるが、宮前区民のパワーをもってすれば実現するものと期待したいし、私たちもその実現に向けて共に努力していきたい。

4. 区パートナーシップまちづくり事業

パートナーシップ事業は、(一) 事業局において、当該年度に事業実施に伴う予算が措置されている事業、(二) 事業局において、当該年度に予算措置がされていない場合でも、中期計画等に位置付けされているなど、翌年度以降の実施が確実な事業、(三) 各区が当該年度に直接実施する事業、以上のうち市民とのパートナーシップで取り組むことが特に必要な事業で、ワークショップ手法等を採用入れながら事業の構想段階から実施段階に至るまでの市民参加の部分を担当する事業であり、対象事業局所管課の了解のもと、区が実施する事業である。

宮前区における最初のパートナーシップ事業は、スポーツセンター建設事業の基本設計に係わるものである。平成九年度に区委員会にスポセン部会が発足し、その主催により広く市民の意見を交換するまちづくり広場が開催され、その後、二回のワークショップとフィードバックまちづくり広場の開催を経て、区民と行政とのパートナーシップにより建築基本設計が終了した。(このスポーツセンターに関する市民参加については、「政策情報かわさき」第5号に詳細が記述されている)

ここでは、平成一一年度から取り組んでいるパートナーシップ事業について紹介してみたい。

(1) (仮称) 宮前スポーツセンター建設関係事業

平成一〇年四月にフィードバックまちづくり広場が開催されたスポーツセンターに関するパートナーシップ事業も一〇年度はほとんど動きがなく、一一年度に入ってから環境影響評価の結果を受けながら、実施設計や周辺道路環境などの課題に対応するため、それまでの区委員会スポセン部会委員に地元三自治会や地元中学校区の地域教育会議の方々を加えて「拡大スポーツセンター専門部会」とし、毎月の会議と数回にわたるまちづくり広場を開催してきた。

特に地元自治会が加わったことにより、課題が多角的に捉えられるようになり、現在では、スポーツセンター建設予定地近隣の(通称)ゆりかご幼稚園前通り(この通りは平行する尻手黒川線の抜け道として利用されている)の交通安全問題を検討する「ゆりかご通りまちづくり協議会」を設置し、問題点の抽出、対応策の検討など地域の合意形成に向けて精力的に取り組んでいるところである。この事業は、区民の発意に基づくものであり、今後、このようなスタイルが地域課題に対応していくために必要とされてくるものと考ええる。

(2) 区民活動支援コーナー運営事業

平成一一年度事業として位置づけられた「区民活動支援コーナー整備」においても、区委員会承認を得た後、地域部会や専門部会などで活動している区委員会委員約一〇名と市民館等で活動しているグループ代表約一〇名からなる「区民活動支援コーナー管理運営検討委員会」を設置し、三月までの五ヶ月という短期間に、一か月に二回程度の会議、見学会、まちづくり広場を開催

し、平成一二年六月には利用者会議を設置し、区民による運営委員会が運営を行っている。

行政が施設を設置し、利用する区民グループが運営していくという他の区にはない新しい方法として注目されている。

(3) 市民健康の森基本構想策定及び整備事業

市民健康の森基本構想策定事業は平成一〇年度に中原・麻生・宮前区で開始された。平成一一年度には残る四区でもスタートした。この事業においても、区委員会委員約一五名に公募委員二〇名を加え、「宮前区市民健康の森基本構想策定委員会」を組織し、毎月一回の会議に、現地見学会やワークショップ形式のまちづくり広場を数回開催するなど、平成一二年三月の基本構想報告に向けて取り組んだ。

この委員会運営で特徴的なことは、各委員が「明るく、元気に、楽しくやろう」を合言葉に携わったことである。その証として、各回の会議への出席率の高さが挙げられる。私たち行政側(総合企画局、宮前土木事務所、西部公園事務所、宮前区役所)もその情熱に感化され、仕事という範囲を越えて取り組んだこともしばしばであった。

平成一二年、この基本構想策定委員会は「宮前区市民健康の森推進委員会」に移行し、策定委員会からの継続委員に新たに公募委員を加え、現在、具体的な整備・運営のあり方について検討しているところである。この委員会も、出席率が高く、必ずや素晴らしい整備計画が提案されるものと期待しているところである。

(4) (仮称) 有馬・野川地区市民館・図書館分館整備事業

有馬公設市場跡施設を改修して市民館・

図書館分館を建設する計画が発表されるや否や、区プ委員会のA地区部会(有馬・野川地区を中心とする部会)と福祉部会、そして有馬第二団地自治会が中心となって、パートナーシップ事業により分館づくりを進めていくこととなった。

早速、平成十一年一月には、周辺自治会・町内会、近隣商店会、地域教育会議、区プ委員会などによる「(仮称)有馬・野川地区市民館・図書館分館づくり推進協議会」(以下、協議会とする)が設立され、広く区民意見を収集し、利用しやすく親しみやすい施設とするための活動を開始した。その大きな第一歩が、一月に提出した新築による分館建設の請願であった。この請願は翌年二月の市議会総務委員会で趣旨採択されるに至った。

その後、協議会は「(仮称)有馬・野川地区市民館・図書館分館づくり推進委員会」(以下、分館委員会とする)に改組し、幹事会を中心に会議を開催し、九月三〇日及び十一月八日には有馬小学校体育館で、まちづくりと分館の位置付けや分館に求められる機能などについて広く区民の意見交換をするため、まちづくり広場を開催した。

この分館委員会の特徴は、準備の段階から地元自治会・町内会と区プ委員会委員と一緒に作業をすることである。地域に密接不可分な事業の場合には、地域の理解と協力が如何に大切なことであるか、をこのパートナーシップ事業を通じて改めて感じているところである。

(5)水沢地区知的障害者入所更生施設建設事業
地域に密接不可分な事業の場合における地域の理解と協力の大切さは、水沢地区の

知的障害者入所更生施設建設事業をパートナーシップで進めていくにあたり、より確かなものとして感じ取っているところである。この建設計画について、事業局の健康福祉局から説明を受けた段階で、区役所としては区プ委員会福祉専門部会(以下、福祉部会とする)と地元自治会へのアクセスを同時並行とすることが極めて重要であることを伝えた。こうして、福祉部会、地元自治会、地域教育会議、利用者団体などで構成する「(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設検討委員会」が設置された。類似施設の見学やまちづくり広場などを開催してきたが、まだまだ多くの区民の方は知的障害者のことがわからないことから来る不安や誤解があるように感ずる。スポーツセンターや分館などの施設の場合には、ある程度イメージできるが、知的障害者の場合には知らないことが多いことから、まず知的障害者について皆で正しい共通理解にたつことがポイントであると考えた。

そういう意味では他のパートナーシップ事業と比べて、これからの道のりは険しいともいえるが、それだけにやりがいのある、また地域にとっても、行政にとっても多くを学ぶことができる意義ある事業と捉えている。

(6)都市計画マスタープラン宮前区構想策定事業

平成一一年度に川崎区をモデルとしてスタートした都市計画マスタープラン区別構想策定事業について、宮前区は平成一二年の実施に積極的に手を挙げた。それは、市民健康の森基本構想策定委員会の運営状況、区プ委員会委員やスタッフの充実などの要素があったからである。

平成一二年四月に、公募委員と区プ委員会推薦委員からなる懇談会を開催し、五月に公募委員一六名、推薦委員一六名及び行政委員三名の三五名による都市計画マスタープラン宮前区構想検討委員会が設置された。宮前区の場合には、既に区づくりプランの中でガーデン区構想が提案されていることもあり、区プ委員会との連携が必要であることから、推薦委員が多数メンバーとなったこともあり、当初は、この区づくりプランについてどの程度知っているかということから来る硬さが伺えた。しかしながら、その硬さも回を重ねるごとに、また現役の学生公募委員をはじめ、比較的若い委員が多いこともあり、和らいだ雰囲気となってきた。

この委員会も極めて出席率が高く、ここでもまた委員の関心の高さと熱心に圧倒されながら、負けないように一緒に進んでいくグループ討議に加わっている。平成一三年三月には、宮前区構想区民提案を発表することになるわけだが、必ず宮前区らしい、オリジナリティーあふれたマスタープランが提案されるものと期待しているし、そのようなメンバーの方々とパートナーシップで事業に関わることのできることを大切にしていきたい。

(7)土橋交差点交通安全対策事業

平成一〇年に発生した小学生の交通死亡事故を契機として、土橋交差点の交通安全対策に関する様々な意見や要望があり、検討はされたが、実施までには至らなかった。平成一二年に入り、実現可能な具体的な安全確保対策を検討していこうという動きが地域の方々から生まれてきた。このような動きに呼応して、地元自治会、PTA、学

校、区プ委員会などからなる「歩行者に安全な土橋交差点づくり推進委員会」が一月に発足した。

今までのパートナーシップ事業のほとんど全てが、行政の事業を進めるにあたってのものであったが、このプロジェクトは、地域からの発信によるものであることが特徴であるといえる。

5. これから

平成一一年度から目白押しのパートナーシップ事業に関わってきて感じていることは、地域密接不可分の事業であろうと、宮前区全体に関わる事業であろうと、宮前区のみならず推進には、地元町内会・自治会をはじめ、様々な団体がそれぞれの持ち味を活かしあいながら連携し、真摯に取り組んでいく必要があるということである。そして、その動きが着実に歩を進めているということである。

また今後は、これまでのような行政が呼びかけるパートナーシップ事業とともに、地域の方々がそれぞれの地域課題を発見し、解決するために、単に行政に要求・要望するのではなく、関係するグループに呼びかけて、さらに行政に声をかけて地域課題の検討や事業の推進に取り組んでいくパートナーシップ事業が増してくるものと考えられる。区民の方々は確実に変化している。その変化に的確に答えられるように私たち行政も頭・心・体を鍛えておきたい。

川崎元氣商店①

がんばれ

まちの

おみせ屋さん

経済局中小企業支援センター

清水佐和子

本市における平成九年六月一日現在の小売業の商店数は九、一〇四店(平成九年商業統計 飲食は除く)七・二%の減少となっている。全国的にみても商店数は減少する傾向にあり、規制緩和など商店を取り巻く環境は厳しい。そのような状況の中でも、元氣な商店は多い。ここに紹介する商店は、その中でも当支援センターの経営支援診断事業で受けたアドバイスを効果的に活かしている商店である。今回は、仕入れた商品を売るという最もスタンダードであるが、特徴の出しにくい商品を取り扱って頑張っている商店を紹介する。

ちよつと小粋な下町の菓子店 ▼富久屋菓子店

本市の平成九年の商業統計を見ると「菓子・パン小売業」は三年前の調査と比べ一〇・五%という最も商店数の減少が多い業種である。もちろんこの中には製造小売も含まれているから仕入れが生命線の菓子店がどうとは一概には言えないが、街にあった菓子店が次々と姿を消しつつある現状は、数字以上に深刻な状況といえる。

今回紹介する「富久屋菓子店」も年々厳しさを増している状態にあって、自店の強みを最大限に活かして店舗改装に成功した例といえる。

同店は川崎区小田銀座商店街内に位置する菓子小売店である。同店の位置する田島地区は川崎市内でも高齢化率が高く、ショッピングカートを引きながら買物に来る高齢者も多い。常連客が高齢化していく中で、入りやすく買いやすい店舗をと思い改装を決意した。半年間は、商品の動向を把握したり、いろんな商店街を歩き廻ったりし、十分に準備する期間を設けた。そこで、自店の強みを「長年培ってきた仕入れ先の選定と商品知識と加工の技術」であることを再認識し、秤売りを復活させることとした。

秤売りは目玉商品をお客様の目の前で袋詰するのであるが、その場で味を試してもらい、さらに商品をミックスするなどの提案ができる。核家族・高齢者世帯に合わせた量の調整もでき、お客様との会話も弾み、今まで話したことなかったお客様とのコミュニケーションのきっかけにもなった。

改装前までは賑わいを出すために店頭にワゴンをならべていたが、商品をできるだけ良い状態で提供しようと思い、それもやめた。改装に必要な以上の投資はしないが、陳列ケースの高さ・照明の明るさ・商品の配置等の細部にまで気を配った。

改装オープン日は、近隣に大型SCが開店した日の数日後であったが、想像していたより来店客は多かった。改装後は「明るい」「入りやすい」「商品がわかりやすい」と好評で、今まで店に足を運ばなかった若い層が増えるなど予想もしていなかった効果もあった。経営者は改装を機にパソコン

を導入した。お客様が商品をゆつくり選べるようにPOPやショーカードの製作にも意欲的である。

「味千石」というオリジナルブランド、昔なつかしい駄菓子、いろんな豆菓子・贈答用商品など同店でしか買えない商品を大切にしている。品数も豊富で見ているだけでも楽しい。

接客も明るく親しみやすい。古くからのお客様の好みも記憶しており、「いつもの」で通用することも多い。たとえお目当ての商品が切れていても、嗜好に合った商品を勧めることができる。現代のPOSを導入しロス管理を最小限にしたコンビニ等の流通からは逆行しているかのように見える



店舗外観 ちよつと小粋な街のお菓子屋さん

が、誰にでもできるものでないから標準化する必要がないのである。長年培った商品についての知識とお客様とのコミュニケーションから直接情報を仕入れることができる。ところに「まちの菓子屋」の強みがあるのである。

会社概要

店名 富久屋菓子店
所在地 川崎区小田四―三二―九
代表者 田辺 光信
業種 菓子小売業
電話 〇四四―三三三―四九一七
従業員 四名
創業 昭和二五年



長年の経験と親しみやすい人柄の経営者



コミュニケーションの場にもなる秤売り

本物のおいしさにこだわる スーパーマーケット 株式会社 大和

スーパーマーケット業界は、大型店の進出・価格競争の激化・消費の多様化・流通チャネルの変化等により、厳しい状況である。特に資源に限りのある地元スーパーマーケットは苦戦を強いられている。

今回紹介する「Daiwa」（大和）は、いち早く消費の多様化に目を向け、質を重視した戦略、いわば「質販店」をめざし「同じ商品を買うならDaiwa」とのストアロイヤリティを持ってくれる顧客を増やしてきた。

同店は、JR横須賀線「新川崎駅」から徒歩五分ほどに位置し、昭和三八年に大和ストアとしてセルフ方式のスーパーマーケットとしてオープンした。店頭に大きな樺の木と一昨年オープンしたばかりのインストアベーカーリー、紺色のサイディング仕様の外観は二〇年以上前に建築したものであるが、一見してスーパーマーケットには見えないモダンな作りとなっている。平成四年に改装した約五〇〇㎡の店内は二階までの吹き抜けとなっており、フロアリングの床、白の壁にグリーンの什器のアクセントなど高級感のある落ち着いた雰囲気となっている。

同店のストアコンセプトは「商品・人・たたずまい」の三つ。生活に密着した商品を取り扱うスーパーマーケットの基本である経営者は言う。しかしながら、その基本でさえ忘れてしまっている店も多い中、同店はそのコンセプトを守り、商品については創業以来「本物のおいしさ」にこだわっ

てきた。例えば、青果は京都市場より仕入れた「京野菜」、精肉であれば前沢牛をはじめとする高級牛肉や抗生物質を使っていない安全でおいしい肉、グロッサリーにしても添加物を一切使用しない安全な食品、「世界の食品」といわれる海外からの特選食品、酒類などが並んでいる。その中でもデリカテッセンには力を入れている。添加物を一切使わない自家製の惣菜など、コストと手間のかかるものでも高齢者・働く女性などの消費ニーズが増えることを見込み、さらに充実させ、いずれは対面販売を実施したいと考えている。

現在では、どのスーパーマーケットでも安全・安心を掲げた商品が目につくようになった。当時はこのような品揃えは都心の百貨店・高級住宅街にあるスーパーのみであり、同地区のような近隣型スーパーでは珍しいことであった。それも今後到来するであろう消費の多様化を予測し、地元消費者に本物のおいしさを提供することにこだわった結果である。

ポイントカードの導入も早く、平成二年から始めて一〇年になる。現在会員数は約九〇〇〇名。ポイントは同店で使える商品券と交換できる。

経営者は、常に先を見越した積極的な経営を行い、周辺人口の動向や社会環境を重視した長期的なマーケティングを念頭に置いて経営戦略を展開してきた。現在当店の周辺環境は産業構造の変化にともない、古くからの住宅街と開発事業が混在しており過渡期ともいえる。経営者は今後の企業展開を「今のお客様に本当に良いものを知ってもらう努力をしたい。また、今のお客様に教えてもらう時代。接客もマニュアル化

世界の食品が並ぶ高級感あふれる店舗



されたものでなく、大型店ではできないきめのこまかいサービスをめざしている。そのためには従業員にも働いて楽しいと感じる店をめざしている。今後はスーパーを核として他店舗展開にも挑戦し、いろいろな生活の提案をしていきたい。」と語っている。



大きな樺が目印のモダンな外装の店舗

会社概要

店名 株式会社 大和
所在地 幸区北加瀬二一三
代表者 近藤 満
業種 スーパーマーケット
電話 〇四四一五九九一―二五四五
従業員 三六名
創業 昭和二四年
資本金 二〇〇万円
URL <http://www.dai-wa.co.jp>

データは語る①

統計指標から

「この一〇年」からみる京浜大都市圏での川崎市の「これから」

総合企画局都市政策部 統計情報課 小松崎紀仁

1. 考察の視点

国全体の高い経済成長が見込めない中、地域の特性を生かした政策の重要性が増えています。地域という視点から、「京浜大都市圏」の中心市である川崎市、東京都西部そして横浜市で構成する「京浜三大都市地域」の特性とそでの川崎市の役割について考えていきます。

京浜大都市圏（一部八県＝東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県の一部で構成）の中心市である川崎市、東京都西部と横浜市で構成する「京浜三大都市地域」は、我が国の近代化と発展を主導してきて、人口、産業、金融などが集中し、国の中心都市圏を形成しています。また、川崎市民は東京都区部へ二六万人（市民就業者・通学者の三五％）、横浜へ七万人（同九％）が通

勤・通学する状況にあり、京浜三大都市地域は「川崎市民の生活圏」となっています。国の中心都市圏に位置する川崎市ですが、日本の中・長期的な潮流をみると、少子高齢化の進展、人口の減少、高度成長期に比べて相対的に低い成長率などが指摘されています。

こうした国全体の高い成長が見込めない中では、国による画一化された施策より地域の特性を生かした施策や政策がより重要性を増しています。「地域・都市圏」という視点から「全国」の中の京浜三大都市地域の特性、また、「京浜三大都市地域」の中の川崎市の役割」という視点が一層重要になると考えられます。

そこで、川崎市の動向だけではなく、全国における京浜三大都市地域の動向や過去一〇年における拡大傾向の産業を探りながら、今後の川崎市の京浜三大都市地域で求められる役割について考えます。

2. 主要統計からみた

京浜三大都市地域の主要指標の全国に対する特化係数は、製造品出荷額等を除いて極めて高いといえます。

まず、最近の指標をもとに人口の構成比を一・〇として、どの分野に特性があるのかを特化係数で示したのが表1です。この表1からわかるとおり、京浜三大都市地域について特徴的なのは、昼間就業者数一・七、卸売販売額が三・二、また、これに関連して一億円以上の会社数が三・八と高い特化係数を表しています。さらに、今後の経済のサービス化、ソフト化の牽引産業と

表1 最近の指標

データ項目	単位	時点	全国実数	京浜3大都市地域			川崎 市		
				実数	対全国構成比	特化係数	実数	対京浜3大都市地域構成比	特化係数
総面積	km ²	h7.10	377,829	1,199	0.3%	0.0	143	11.9%	1.2
人口	万人	h7.10	12,557	1,247	9.9%	1.0	120	9.6%	1.0
昼間人口	万人	h7.10	12,544	1,522	12.1%	1.2	107	7.0%	0.7
昼間就業者数	万人	h7.10	6,414	1,060	16.5%	1.7	55	5.2%	0.5
市民所得	億円	h9年度	3,903,767	673,409	17.3%	1.7	44,342	6.6%	0.7
市内総生産	億円	h9年度	5,049,867	1,037,448	20.5%	2.1	51,791	5.0%	0.5
製造品出荷額等（4人以上）	億円	h10	3,058,340	212,841	7.0%	0.7	45,421	21.3%	2.2
内・一般機械	億円	h10	307,811	17,435	5.7%	0.6	2,122	12.3%	1.3
内・電気機械	億円	h10	562,918	31,607	5.6%	0.6	10,434	33.0%	3.4
内・輸送機械	億円	h10	452,367	12,813	2.8%	0.3	5,369	41.9%	4.4
卸売販売額	億円	h9	4,798,133	1,535,237	32.0%	3.2	13,853	0.9%	0.1
小売販売額	億円	h9	1,477,431	186,203	12.6%	1.3	11,018	5.9%	0.6
企業数	社	h8	28,630	10,718	37.4%	3.8	246	2.3%	0.2
（資本金1億円以上）									
学術研究機関従業者数	人	h8	264,674	53,749	20.3%	2.0	9,347	17.4%	1.8
情報サービス業売上高	億円	h10	98,006	58,759	60.0%	6.0	4,821	8.2%	0.9
広告業売上高	億円	h10	78,062	48,243	61.8%	6.2	31	0.1%	0.0

します。表2は、京浜三大都市地域の主要統計について、直近のデータと約一〇年前の数値とを主に地域別構成比という観点で比較し、その拡大係数をまとめたものです。これを見ると京浜三大都市地域の昼間就業者数の対全国構成比拡大係数は二・一八、情報サービス業売上高は一・一と拡大傾向が全国より高くなっています。しかし、製造品出荷額等はマイナス六・三など、概ね全国に対する京浜二大都市地域の拡大係数は下降傾向になっているといえます。

この特化係数（注1）と拡大係数（注2）グラフにまとめたものが図1です。図1に示しているとおり、京浜三大都市地域では、製造業を除き特化係数は高いものの、拡大係数は昼間人口と情報サービス業売上高以外は低くなっています。

3. 主要統計からみた

京浜三大都市における川崎市

川崎市の主要統計の京浜三大都市地域における拡大係数は第三次産業を中心に上昇傾向を示しています。

表1では、京浜三大都市地域における川崎市という観点での主要統計と特化係数を

表2 10年前からの指標の増減率と拡大係数

データ項目	比較時点	全国増減率	京浜3大都市地域		川崎市		調査名等
			増減率	対全国構成比 拡大係数	増減率	対京浜3大都市 拡大係数	
総面積	s60-h7	0.0	2.9	-	5.1	1.8	国勢調査
人口	s60-h7	3.7	0.3	0.1	10.0	33.3	国勢調査
昼間人口	s60-h7	3.7	3.9	1.1	5.9	1.5	国勢調査
昼間就業者数	s60-h7	9.9	27.4	2.8	12.2	0.4	国勢調査
市民所得	s60-h7	49.9	38.4	0.8	47.2	1.2	市民経済計算
市内総生産	s60-h7	65.5	50.9	0.8	33.7	0.7	市民経済計算
製造品出荷額等 (4人以上)	h1-h10	2.3	-14.4	-6.3	-23.3	-1.6	工業統計調査
内・一般機械	h1-h10	4.4	-16.8	-3.8	-48.8	-2.9	工業統計調査
内・電気機械	h1-h10	10.6	-23.8	-2.2	-32.8	-1.4	工業統計調査
内・輸送機械	h1-h10	7.4	-24.5	-3.3	-29.3	-1.2	工業統計調査
卸売販売額	s63-h9	10.7	-1.8	-0.2	3.3	5.1	商業統計調査
小売販売額	s63-h9	28.6	17.1	0.6	19.4	1.1	商業統計調査
企業数 (資本金1億円以上)	s61-h8	57.5	47.7	0.8	106.7	2.2	事業所・企業統計調査
学術研究機関従業者数	s61-h8	37.3	34.9	0.9	9.0	0.3	事業所・企業統計調査
情報サービス業売上高	h1-h10	125.2	135.6	1.1	695.5	5.1	特定サービス産業実態調査
広告業売上高	h1-h10	44.5	47.1	1.1	29.1	0.6	特定サービス産業実態調査

図1 京浜3大都市地域の対全国特化・拡大係数

	特化係数	拡大係数
人口	1.0	0.1
昼間人口	1.2	1.1
市民所得	1.7	0.8
市内総生産	2.1	0.8
製造品出荷額等	0.7	-6.3
電気機械	0.6	-2.2
卸売販売額	3.2	-0.2
小売販売額	1.3	0.6
企業数	3.8	0.8
学術研究機関従業者	2.1	0.9
情報サービス業売上高	6.0	1.1

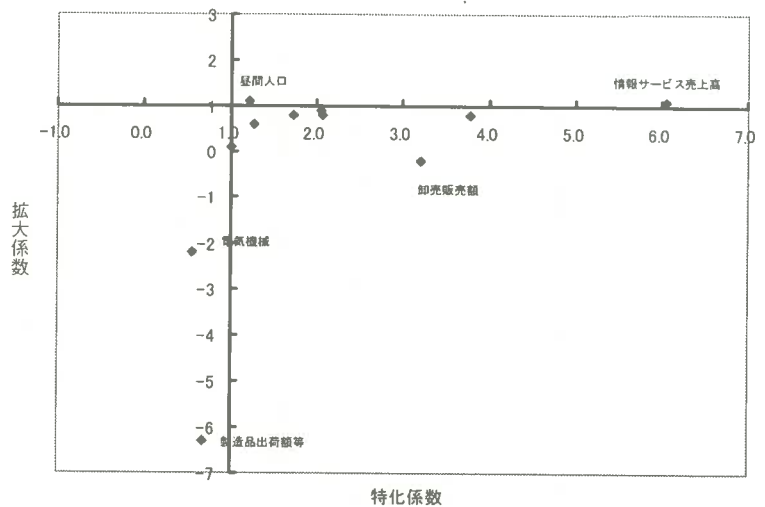
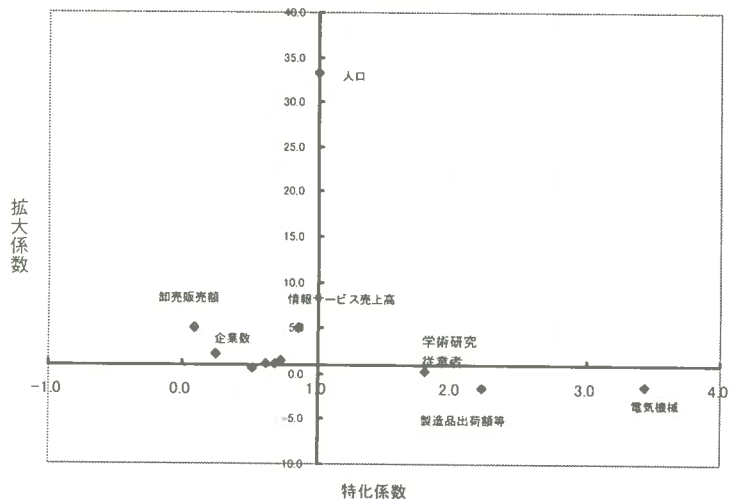


図2 川崎市の対京浜3大都市地域特化・拡大係数

	特化係数	拡大係数
人口	1.0	33.3
昼間人口	0.7	1.5
市民所得	0.7	1.2
市内総生産	0.5	0.7
製造品出荷額等	2.2	-1.6
電気機械	3.4	-1.4
卸売販売額	0.1	5.1
小売販売額	0.6	1.1
企業数	0.2	2.2
学術研究機関従業者	1.8	0.3
情報サービス業売上高	0.9	5.1



示しています。

特徴的なのは、製造品出荷額等が二・二と高いことです。京浜三大都市に占める構成比割合は、二一％を超えています。これは、川崎市の基幹産業が製造業であることによって支えられているからです（市内総生産の三七％を製造業が占めている）

また、学術研究機関従業者数も一・八と高い特化係数を示しています。製造業の集積により工場等に付随するかたちで、京浜三大都市地域から多くの研究者を吸収していることを反映したものとされています。

しかし、こうした川崎市の主要指標の対京浜三大都市地域における構成比を約一〇年前の構成比と比較した拡大係数をみてみると（表2）、情報サービス業売上高が五・一、卸売販売額五・一、企業数二・二と高い伸びを示している一方、基幹産業である製造業の出荷額等はマイナス一・六となるなど下降傾向を示しています。京浜三大都市地域における川崎市の製造業の特性を維持しながらも、第三次産業を中心に拡大係数が高くなっているといえます。（図2）

4. 京浜三大都市地域における都市的サービスの分業を担う川崎市

高度なモノづくり機能とともに、川崎市内外の研究・開発支援などの「都市的モノづくりサービス」をはじめとする第三次産業の分業が今後強まっていくと考えられます。（1）産業連関表からみた製造業と第三次産業の関係

『平成七年神奈川県産業連関表』から川崎市が属する神奈川県製造業について中間需要がどのような産業からもたらされているかを図で示したのが表3です。素材や部品など製造業からの中間需要が多いのは

当然ですが、第三次産業からの中間需要が三〇・一％もあり、商業は七・五％、サービス業からは一一・六％の中間需要があることが分かります。つまり、製造業においても商業、サービス業、運輸業など第三次産業からの中間需要を受けて生産が行われているということとです。こうした傾向はアウトソーシングや人材派遣業の拡大といった流れの中で一層強まっていくものと考えられます。

(2) 研究開発支援分析業からみた川崎市

また、こうした姿を研究開発支援分析業（注3）売上高と製造業総生産についてみたのが表4です。京浜三大都市地域での製造業総生産の「川崎市」「東京都」そして「横浜市」の構成比はグラフのとおりです。製造業のための重要なサービスで、研究・開発ともかかわりの深い研究開発支援分析業の川崎市の構成比は、一五・四％と製造業の構成比九・九％の一・五倍で大きな割合となつています。二つのグラフの対比によつて、製造業を中心に担いながらも、研究開発支援分析業などの都市的モノづくりサービス業も担っている「川崎市」の役割うかがえます。

これを鳥瞰的にみると、川崎市内外の製造業を川崎市内の研究・開発支援業などの都市的モノづくりサービスを中心とした第三次産業が支え、そうした傾向は今後趨勢的に高まっていくものと考えられます。これが、京浜三大都市地域での川崎市の「都市的モノづくりサービス」分担の一端でもあります。

表3. 産業連関表からみた製造業における中間需要

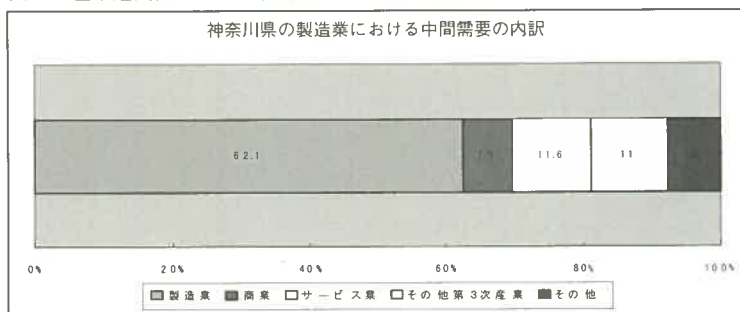
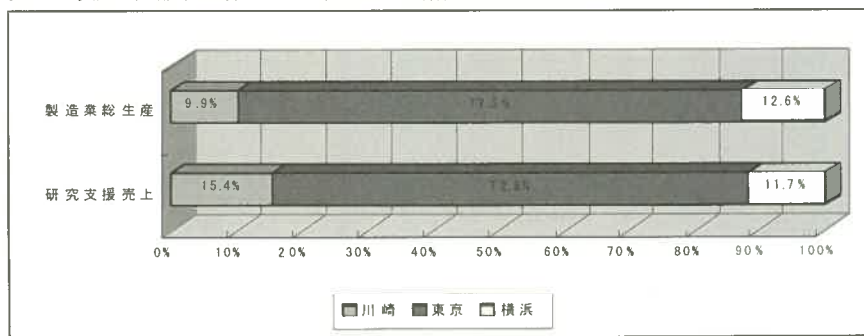


表4. 京浜三大都市地域における製造業と機械設計業と研究開発支援分析の構成比



5. 今後の京浜三大都市地域での川崎市の役割

商業を中心に発展してきた京浜三大都市地域の中で、川崎市は高度な技術を要する製造業の強化を通じて、研究・開発の高度化やそれに付随する多様な「都市的モノづくりサービス」などの提供を担っていきま

す。（1）京浜三大都市地域における川崎市の産業別従業者構成比の変化
ここで、表5によって京浜三大都市地域

における川崎市の産業別従業者構成比の平成三年から八年への増減ポイントをみてみることにします。上段の産業大分類では、川崎市の主力産業である製造業をはじめ農林業、運輸・通信業の三産業が下降を示しています。また、下段の中・小分類から抜粋した産業分類ごとに見てみると、出版業、旅行業などが構成比を下げているものの、情報サービス・調査業、学術研究機関などの「都市的モノづくりサービス」を中心とした分野が構成比を高めていることが注目されます。

川崎市政日誌

(二〇〇〇年一月～六月)

(川崎地方自治研究センター編)

一月一日

市は高齢者、障害者、外国人の民間賃貸住宅の同居差別を解消するために、公的保証人機構などを盛り込んだ「住宅基本条例」を提案することを決定。

一月四日

仕事始めの市長年頭挨拶で、「夢を育む作業を市民とわかちあい協働しながら、川崎を愛し誇れる街に」と呼びかけ。

一月七日

市は「川崎縦貫高速鉄道」の東急東横線との接続駅を「元住吉駅」とし、起点の「新百合ヶ丘駅」から当駅までを初期整備区間とする方針を固めた。

一月八日

市は新たな制度融資「福祉関連産業育成資金」を設け、福祉分野での地元企業の育成をめざす。四月にスタート。

一月十一日

市消防局、九九年の火災件数は四六三件、このうち「放火」が一六四件を占める。また、救急車の出動件数は過去最高の四五〇五二件。

一月十八日

ほのぼの伝える介護保険、漫画で背景や課題の説明、市民グラフかわさき「ひろば」にて。

一月二十一日

ウーロンゴンの大学生、市長表敬訪問

一月二十二日

「やりたい仕事をやりたいためのシンポジウム」、市が開講した女性起業セミナーの受講終了者で結成した「川崎女性ビ

一月二十四日

高齢者の地域活動を助言・指導する「シニアリーダー養成講座」スタート。川崎市が昨年から取り組んでいる「生涯現役大作戦」の一環として。

平和の尊さを訴える「巡回平和展」が高津市民館で開始。

一月二十五日

マイコンシティ、進出企業の条件緩和。川崎市都市計画審議会(会長・広瀬盛行 明星大学教授)が地区計画の変更を答申。生田浄水場西側に広がるクスギ・コナラの植生地、「生田寒谷」について、川崎市都市計画審議会が緑地保全地区指定の答申。

一月二十六日

九九年版の「環境基本計画年次報告書」作製、新たに市民活動の紹介も。

一月二十七日

違法輸出ゴミ、浮島処理センターで焼却開始。栃木県小山市の産業廃棄物処理会社がフイリピンに大量のゴミを違法輸出した事件で、厚生省から協力要請を受けていた川崎市は受入場所を正式に公表。日常の処理に影響を与えない範囲で、費用が負担。

運輸政策審議会(会長・今井敬経副連会長)答申。「川崎縦貫高速鉄道の新設」、「横浜三号線の新百合への延伸」について二〇一五年までに開業が適当、また、「東海道貨物支線旅客線化の検討」などを盛りこむ。

一月二十八日

市はNKK京浜製鉄所と共同で、ペットボトルを高炉原料として再利用する技術開発実験を開始すると発表。

二月一日

市長寿社会部が事務局となり、痴呆症の

二月三日

J Aセレサ川崎、禅寺丸柿など市内の名産一九品目を「かわさきそだち」の統一名で売り出すことを決定。川崎市と県警、臨海部で交通需要マネジメント(TMD)実験。トラックなど首都高湾岸線への誘導。

環境技術ドイッに学ぼう、「日独環境関連産業技術交流セミナー二〇〇〇」開催。

二月四日

市が介護保険・第一号被保険者(六五歳以上)の保険料基準額を月額二九五〇円に決定。

二月五日

要介護認定によって介護サービスから漏れる高齢者を対象に、川崎市独自の介護保険対象外サービス、新年度スタート。

二月七日

川崎市建設局、下水道汚泥の焼却灰からのリン抽出技術、特許申請。

二月九日

「かわさき産業デザインコンベン」、マルチメディア平面スピーカーがグランプリに。

二月十一日

「分権時代の市民と自治体」をテーマに第一三回「地方新時代」市町村シンポジウムを開催。

二月十四日

市議会事務局、パソコンによる「議事録検索システム」スタート。

二月十五日

「バリアフリーの街づくりを考えよう」、米国運輸省公共輸送局のマイケルウィンター財務官による学習会開催、川崎自治研究センター主催。

二月十六日

「藤子・F・不二雄」さんの作品の永久保存に向けて、川崎市民ミュージアムへの併設案など検討。

二月十八日

川崎市公園緑地審議会(会長・進士五一八氏)が「公園緑地の維持管理のあり方」について市長に答申。市民参加型手法の導入による、公園管理など。

二月二十一日

「みんなでつくるウエコタウンかわさき」企業と市民が連携して、企業市民交流事業推進委員会と川崎区の主催。「環境とリサイクル」を中心に議論。

二月二十二日

川崎市議会定例会が開催。高橋市長による施政方針演説、「夢に挑戦する熱意」を語る。

二月二十七日

「川崎球場さよならイベント」開催、ロッテファン最後の別れ。

二月二十八日

市内の看護職をつくる「在宅ケアネットワークなごみの会」が老人虐待実態調査の結果発表、加害者の六割以上は自覚なく介護ストレスが主な原因。

二月二十九日

川崎駅西口の赤レンガ倉庫解体始まる。市は復元をめざし一部保管。Y2Kうるう年、コンピュータトラブル、七区役所で税の証明書発行できず。

学校現場でのセクハラ防止パンフ作製、市教委。

三月一日

川崎フロンターレ市民後援会の設立総会の開催。

三月三日

市の女性防災懇が「安全なまちづくり」を市長に提案。

三月六日

港湾三セク（KCT、FAZ）に対して施設使用料などの免除、川崎市議会で明らかに。

三月七日

「川崎市子ども条例調査研究委員会（座長・喜多明人早大教授）」は、同条例の第一次骨子案をまとめて公表。全国初の「子ども権利条例」制定をめざす。

三月九日

市研究員、環境ホルモンなど分析の新技術開発、米国会で発表。

三月一七日

羽田空港新離着陸ルートについて、市、安全対策など運輸省に要望。

三月一七日

市児童福祉審議会（委員長中島忠三、市子ども会連盟会長）、虐待通告義務の条例化について市長に提言書。

三月一七日

川崎球場閉鎖後の整備内容について検討する「新川崎球場」委員会（委員長石井一夫横浜国大名誉教授）が発足。

三月二一日

高津区野川の影向寺の文化財総合調査で文字瓦出土、古代の行政組織・郡衛（ぐんが）との関連も、市教委。

三月二一日

米国ネバダ州の臨界前核実験に、川崎市長、市議会議長が抗議文。

三月二一日

下水道暗渠を使って光ファイバー共同敷設、市と日本テレコム、川崎駅及び武蔵小杉駅周辺で。

三月二一日

「市公文書公開運営審議会（会長・石崎正博独協大教授）」、出資五〇%以上の二

二法人についての情報公開すべきと、市長に答申書。

三月二三日

市の包括外部監査、病院事業の会計処理など指摘。

三月二六日

川崎劇場ファイナルステージ、横浜ベイスターズと千葉ロッテマリンスによるメモリアルゲーム。

三月二九日

一九九九年「市民意識実態調査」、定住志向は六割で「暮らしやすさ」が評価のポイント。

三月三一日

社会人野球春季大会、三菱川崎、四年ぶり四度目の優勝。

三月三一日

市立川崎病院新外来棟が完成、四月二四日に全面オープン。

四月一日

川崎市人事、総計で二〇三〇人の異動、介護保健課や高速鉄道建設準備室などを設置し、新たな課題への対応。

四月一日

下水道使用料の一〇%値上げに伴い、医療機関と福祉施設の使用料を減額。

四月一日

介護保険制度がスタート、市内で要介護認定を受けた高齢者は一九五五人。

四月一日

川崎大師観光ガイドの会がデビュー。「居住支援制度スタート」、外国人や高齢者、障害者の入居差別解消をめざす。

四月一日

「ホームレス相談員制度」スタート、出張相談による生活相談及び医療相談。

四月一日

慶大のKニタウンキャンパス、一部の研究が始動。「マルチメディア」、「ヒトゲノム」などの最先端の研究をテーマとし、産学連携による研究成果の実用に向けて。

四月二日

高齢者や身障者を対象に「ふれあい収集」の実施、市環境局、玄関先までごみを受け取りに。

ランティア（KFV）結成。

四月五日

市消防局による緊急消防救助隊を、北海道有珠山に派遣。

四月五日

「川崎国際生田緑地ゴルフ場」の昨年度利用者が三五七人増えて、五七四八八人に。

四月一日

市公害監視センター、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質のデータをまとめた「大気環境情報」のポスターを市内二八箇所に掲示。

四月一日

川崎市外国人市民代表者会議、年次報告を提出し「国籍条項完全撤廃」などを提言。運輸省、羽田空港の新ルート計画について「安全、騒音に十分配慮」と川崎市に回答。

四月一日

聖マリアナ大にて呼吸器の患者死亡。医療ミスの疑いで県警が捜査開始。

四月一日

特別養護老人ホームの開設相次ぐ。幸区南加瀬「夢見が崎」、高津区諏訪「陽だまりの園」、宮前区菅生「鷲ヶ峰」、いずれも社会福祉法人への運営委託。

四月二一日

母親の子育ての不安解消、市「子育てガイド」作製。

四月二一日

かわさき市民オンブズマン、かわさきファズの市有地使用料減免について、違法な財務会計行為だとして外部監査を請求。

四月二二日

J-1「川崎ダービー」、ヴェルディ制す。

四月二三日

川崎市外国人市民代表者会議、第三期スタート。委員長に中村・ノーマン・友夫さん。

四月二五日

市、介護事業に融資制度新設。最高限度

額五千万円、金利は固定で年二・一%以内。

四月二七日

福祉と文化の拠点が幸区に。老人福祉センター、デイサービスセンター、福祉パルさいわい、子ども文化センターの複合公共施設が完成。

四月二八日

「川崎小学校ふれあいデイサービスセンター」が完成。高齢者支援へ空教室利用。大師福祉センター市職員、生活保護証を偽造し一三〇万円の着服。懲戒免職処分。

四月二九日

ワークショップ「海の生き物探検隊」、がマリエンなどで開催された。主催は海辺を活かした公園づくりなどを提唱している「かわさき・海の市民会議」など。

五月一日

市例規集、市のホームページで検索可能。ダイオキシン濃度、幸区の矢上川、矢川橋で基準値を越す。再調査予定。

五月二日

市、川崎建設業組合など三団体と協定締結。地震などの大規模災害の際に発生する災害廃棄物の処理について、解体・撤去・収集・運搬の協力。

五月一日

川面に映える青アーチ、「新丸子橋」の架け替え工事が完成。六月二日から開通。

五月一日

川崎市監査委員は、第三セクター「かわさきファズ」に対する川崎市の支援策について外部監査実施決定。かわさき市民オンブズマンの住民監査請求に基づくもの。

五月二一日

「ドラえもん」の四次元ポケットで、国が計画している「インターネット博覧会（インバク、二月三二日から開催）」に、市出展。

五月二三日

市監査委員、KCT支援差し止めに関す

五月二五日

市、介護事業に融資制度新設。最高限度

五月二五日

市、介護事業に融資制度新設。最高限度

五月二五日

市、介護事業に融資制度新設。最高限度

る住民監査請求を却下。

川崎公害訴訟の和解を受けて、建設省は和解でしめされた環境改善のため、地元住民に対するアンケート実施を決定。

五月二一日

知的障害を持つ若者がパンを製造販売する「パン工房ひよこ」が宮前平にオープン。市、川崎中央郵便局が覚書締結。郵便配達員が市内公道の陥没や破損などを発見した場合、最寄の土木事務所などに通報するもの。

五月二二日

市職員の「政策課題研究チーム」がユニークな試案発表。「川崎市北部地域の市境を考える」近隣都市間の新たな連携に向けて、「二〇三〇年の川崎を予測する」

五月二二日

バスジャック対応マニュアルの作成へ、市交通局。安全確保や連絡体制の確立を。川崎市、川崎駅西口周辺地区を、都市景観形成条例に基づく景観形成地区に指定。

五月二三日

「子どもへの虐待防止のためのマニュアル」作成。川崎市が関係者に配布。

五月二四日

「わくわくプラザ」モデル事業、各区七箇所から九月から実施。放課後の教室や校庭を活用し、児童が自主的な遊びを通して仲間づくりを。

五月二八日

第二九回川崎市身体障害者スポーツ大会の陸上競技会が等々力競技場で開催された。

五月二九日

川崎市児童虐待防止対策連絡協議会の開催。関係機関の協力で早期発見に努力。

六月一日

「川崎市児童虐待防止センター」の開設。子どもの虐待防止と早期保護を目的とし、新日本学園内に設置。川崎市、平成一〇年度バランスシートを

公表。試算総額一兆九〇八六億円、負債八〇二六億円。

国勢調査、市が実施本部を設置。

ものづくり振興へ七団体が大同団結、川崎初の全市連絡組織誕生。

六月五日

川崎市の職員採用試験応募状況、過去最高の三六六〇人に。

六月六日

宮前区で「福祉オンブズパーソン」設置へ。「宮前区区づくりプラン」の内容を具体化したもの。来春から、市民主導型で福祉施設をチェックしサービス改善勧告など。

六月九日

「多重債務、家計管理教育の充実を」、「川崎クレサラネット市民の会」が実態調査。原因は「生活苦」、「浪費」に二極分化。

六月二二日

「二二〇人出陣」に挑戦、土と水の感触親子で楽しむ。麻生区古沢で、「体験農業実行委員会」が主催。

六月二五日

市公害研究所など県市の研究機関により、「環境・公害研究合同発表会」開催。環境調査の成果など披露。

六月二八日

「南北共同宣言」署名を受けて、総連、民団代表が握手。市内に住む九千人の在日コリアンに喜びの輪。安全な道路を市長に提案、田島中央まちづくりクラブ。生活密着できめ細かく、土木事務所との勉強会などを経て。

六月二七日

「かわさき農産物ブランド協議会」、「かわさきそだち」のシンボルマーク決定。マルチ商法に気をつけて、川崎市消費生活センターが九九年度の消費生活相談年報の発表。

六月一九日

乗って涼しく「多摩川水上バス」、受付

開始。

六月二〇日

矢上川のダイオキシン、再調査で基準下回る。市環境局、一過性の汚染と分析。

六月二一日

軽質軽油の普及に向けて市バスで実証実験を。日石三菱との共同研究、全国初。

六月二二日

まちづくり局職員、米国のシカゴ市で開かれる「障害者研究会」の年次総会のパネリストに決定。米国財務官との交流を経て、専門家と意見交換も。

六月二六日

二〇世紀の川崎を後世に残そう。市は二一世紀を迎えるのを記念したグラフィ誌を発行するため、市民からエッセイ・写真などを募集。

六月二六日

川崎港に新コンテナ航路開設、台湾の船会社が週一便を運航。

六月二七日

市がホームレスの実態調査結果発表。市内ホームレス九二六人、結核感染も二一人。

六月二八日

市、家具店に約一〇億円の損害賠償を提訴。市道拡張に伴う代替地の代金の支払いに伴うもの。来夏から、収益回復狙い「ナイター競輪」開催。

六月二九日

いじめや虐待など、権利侵害からの救済を図るオンブズパーソンの設置など、「川崎の子ども権利条例検討連絡会議」（座長・篠原一東大名誉教授）が最終骨子案を答申。

バックナンバー紹介 第8号

■「特集1 都市に「もり」をつくる」

□「創造のもり」をつくる

●「シンポジウム」地球経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造（〇開催にあたって：久保孝雄〇基調講演：篠原一〇パネリスト：石川久雄・小川勇夫・妹尾堅一郎・塚本芳昭・山田真次郎）

●なぜ川崎に進出したか？外資系企業からみた川崎市の優位性について（デルコンピューター専務 古田興司）

●「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場（萩原茂）

●地域で受け入れられる空間に（佐々木智子）

□「市民健康の森」をつくる

●なぜ「市民健康の森」なのか（萩原哲）

●各区の進捗状況（中原区・宮前区・麻生区）

□「若者の杜」をつくる

●「インタビュ」チネチッタの試みをさぐる（川崎チネチッタ開発プロジェクト（カワサキ・ミス企画室長 渡我部一成）「インタビュ」川崎デジタル族探訪（牧葉子）

●「特集2 環境三条例」の改正をめぐって

●手続きの手法と特徴（石田宣久）

●環境影響評価条例のおもな改正事項について（福井俊夫）

●「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ（高田明）

●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理（横田寛）

●「介護保険制度」をめぐる川崎市のとりくみ（福芝康祐）

●「要介護認定」の実際（京藤正男）

●浮遊粒子状物質対策をめぐるバスケット方式について（武川満）ほか

社会福祉基礎構造改革と 社会福祉専門職

明望園生活指導員

加藤正伸

1. はじめに

今年六月に社会福祉法が施行され、平成一五年から障害者福祉の分野でも利用契約制度が始まることになった。これは戦後の救貧対策として始まったわが国の福祉制度の改革であり、これにより福祉施設のあり方、提供するサービスの内容、施設職員のあり方、利用者とサービス提供者との法的関係、地方自治体の福祉施策、他の行政施策との関係などが抜本的に変わることになる。同時に、福祉専門職のあり方にも大きな変化をもたらすことが予想される。

これまで社会福祉専門職は、市の福祉行政の中で主に障害福祉及び精神保健福祉の分野に携わってきた。そのなかで、われわれはこれまで専門性と資格制度という二つの側面から、自主研究会を開くなどしてその専門性と実践の向上をはかってきた。資格制度の問題でいえば、今や福祉専門職という場合は、介護福祉士や社会福祉士などの国家資格をいうことが一般的となってきた。また福祉の専門性という面から言えば、近年高齢者の拘束の問題や知的障害児施設

の体罰問題、高齢者ケアの質などで福祉現場における人権問題や専門性が問われるようになってきたからである。

しかし、この度の社会福祉法の施行は、福祉専門職のあり方を根本的に変えるものであるように思われる。なぜなら、この制度改正は、財政構造改革を背景とする「社会福祉基礎構造改革」を根拠にしているからである。そこで、ここではまず「社会福祉基礎構造改革」の理念と必要性について触れたあと、利用契約制度の下でサービス提供方法が今後どのように変わるのかを概観し、最後に指導的な役割を担う社会福祉専門職の必要性について考察していきたい。

2. 社会基礎構造改革とは何か

(1) 社会福祉基礎構造改革の理念

平成一〇年、社会福祉の基礎構造を抜本的に改革するため、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」を答申した。そこに挙げられた改革の基本的方向および社会福祉の理念は次のとおりである。

〈改革の基本的方向〉

- ① サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立、② 個人の多様な需要への地域での総合的な支援、③ 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④ 信頼と納得の得られるサービスの質と効率性の向上、⑤ 情報公開等による事業運営の透明性の確保、⑥ 増大する費用の公平かつ公正な負担、⑦ 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

〈社会福祉の理念〉

- 国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本
- 自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合には社会連帯の考え方に立った支援
- 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるようになる
- 少し乱暴かもしれないが、この改革の方向及び理念をひとことと言えば、福祉サービスの行政主体から利用者主体への展開である、ということになる。

(2) 「社会福祉基礎構造改革」の理由

では、この改革が必要な理由は何か。「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」では次の四点を挙げている。

- 少子・高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行などにより、我が国の社会・経済構造全般にわたる変革が必要であること。

- 現行の社会福祉制度は終戦直後の生活困窮者対策を前提としたものであり、限られた者の保護・救済がその主な目的であったが、今は国民全体を対象として、その安定を支える役割を果たすことが期待されていること。
- 現状のままでは増大、多様化する福祉

需要に十分対応していくことは困難であること。

- 今後の社会福祉の基本的な考え方は、児童福祉法の改正や介護保険法の制定に見られるように、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などが柱となること。

厚生省社会援護局長である炭谷は、行政的見地からこの改革の必要性を三つ挙げている（注一）。一つは、現在の社会福祉制度は、戦後の混乱期に被災孤児や戦傷者らを半ば強制的に保護する目的で作られたものであり、その後も常に当面する問題や対象別の課題の対応であり、現在の状況に合わなくなっているということ。二つめは、国際的見地から、イギリスのシーボーム改革（一九七二）やコミュニティケア法（一九九〇）、スウェーデンの社会サービス法（一九八二）などの流れに沿う必要があること。三つめは、規制緩和と財政赤字から必然的に導かれる財政構造改革や地方分権という現代の日本の政治・経済情勢に応じた改革が必要である、ということである。

(3) 福祉のパラダイム転換

次に、福祉の理念や制度と我が国の社会構造の関係の変化という視点から「社会福祉基礎構造改革」を見てみたい。古川はこの社会構造と福祉の理念や制度の変化を「福祉のパラダイム転換」という言葉で説明している（注二）。「福祉のパラダイム」とは「社会福祉の変化を生み出し、方向づけてきた思想、理念、さらには理論の根底に位置する基本的な考え方や認識の枠組み」のことである。古川によれば、こうした福祉理念の変化をもたらしたのは、「福祉の市民化」、「価値観や考え方の変化」、「住民

自治の進展」の三つであるという。古川によれば、「福祉の市民化」とは、「国民の生活水準の向上と高齢社会を背景に福祉が一部の低所得者や障害者だけでなく国民共通の課題になり、それに伴って福祉ニーズが多様化し高度化したこと」である。また「価値観・考え方の変化」とは、福祉実践の結果、ノーマライゼーションやリハビリテーション、インテグレーションという福祉の理念や、自立生活、自己決定権の尊重という考え方が市民の間に定着し、一般にも理解されるようになったことである。さらに「住民自治の進展」とは、市民が「福祉のまちづくり」に積極的に参加しはじめたことである。こうした社会的変化を背景に、我が国の福祉のパラダイムは大きく変化した、というのである。このような古川の説明には説得力がある。

なお、「社会福祉基礎構造改革」が、財政構造改革の一つであることから、財政構造改革の二対策として捉える向きもあるようであるが、財政構造改革の本来の目的も赤字削減ではなく「抜本的な体質改革」をめざしているのであって、その限りにおいて「社会福祉基礎構造改革」は現在進められつつある行財政改革と密接不可分の関係にあると思われる。

3. これからの福祉サービス

ハード面とソフト面

では、「社会福祉基礎構造改革」時代の福祉サービスはどのようなものだろうか。ここでは、橋本にならって、「社会福祉基礎構造改革」をハード面の改革とソフト面の改革に分けて考えることにする(注3)。ここでいうハード面の改革とは福祉施

設のような建物のことではない。サービスの利用の仕組みや費用の負担方法を変えたり社会福祉法人の財政運営の規制を緩和するなどの仕組みを変えること、即ち制度の改革をいう。今回の法改正はそのハード面の改革であったといわれる。これに対しソフト面の改革とは、サービス提供のあり方の改革である。それは多様化する福祉ニーズに対応した質の高いサービスを実現することであり、その担い手がソーシャルワーカーやケアワーカーなどの福祉専門職である。炭谷も今年六月の福祉新聞で、法改正は「器」であり、「これから中身を創っていく」ことの重要性に触れ、ソーシャルワーカーやケアワーカーへの期待を述べている。ハード面とソフト面の改革の具体的な内容について以下に詳しく説明していきたい。

4. 「社会福祉基礎構造改革」のハード面

(1) サービス提供主体の多様化と行政

これまでの福祉制度の提供主体は行政であった。ここでは行政は措置の実施者として、一元的に福祉サービスを展開するということを原則とし、社会福祉法人や事業団、公社等はいわば補完的・補助的な役割を担うというものであった。しかし、これからの行政は契約による利用契約制度の管理者としての役割を担うことになる。即ち、社会福祉法人や医療法人、事業団、公社、NPOや生協、農協などの非営利団体、地域住民団体(市民参加型と互助団体がある)、ボランティア、町内会などの近隣組織などと連携し、それぞれのもつ理念、目的、方法、活動特性を認め合い生かしながら、地域全体としてサービスの質を押し上げるようにコーディネートすること、いわばバ

ートナーシップ型の事業展開をすることが求められるのである。

(2) サービス提供者と利用者の関係

次に措置制度から利用契約制度への転換に伴うサービス提供者と利用者との関係の変化について、これまでの福祉サービスは、行政機関が「措置権」の行使によって具体的に実現するものとされてきた。「措置」というのは、「サービス実現のための手続き過程をふまなければならない法規に基づき裁量的な処分行為」のことである。措置制度にあっても福祉サービスの権利性は否定されるものではないが、しかし「反射的受益権」のように、社会福祉サービスを受ける権利が「弱い性格の場合、措置権限は強力な性格を示す」と言われる。今回の改革で、この福祉行政措置が、サービスの売買という当事者間の受益者負担による「契約」の形式に変わることになった。

なお、これとは別に、これまでのサービス提供者と利用者の関係を規定するものとして、「営造物利用関係」がある。これは福祉施設のような閉鎖的公共施設の場合、その利用者は施設管理者の包括的支配を受け、営造物管理者の命令や規則を尊重し守る「営造物利用関係」にあると見なすというものであり、特別権力関係の一種を構成する。これについて、「福祉行政施策が国民への慈恵的な施しと見られていた時代には、それにふさわしい法理論であったといえるのかもしれない」が、しかし現在は福祉の受給関係を「行政と国民との間の権利義務関係」と考えるのが一般的であると言われている(注4)。

(3) 福祉サービスと社会福祉施設役割

今後の福祉施設のあり方を示すものとして、平成一二年六月、厚生省大臣官房保健福祉部が作成した「障害者・児施設のサービス評価基準」がある。その中で施設運営の基本理念は、利用者の権利擁護、利用主体のサービス、地域に開かれた施設の三つとされている。この三つの基本理念に沿って、人権への配慮、利用者に応じた個別支援プログラム、日常生活支援サービス、生活環境の整備、地域との連携、役員及び利用者の研修、緊急時の対応、の七つの評価項目をチェックするようになっていく。われわれは、ここから、今後の施設のあり方を伺い知ることがができる。具体的には、利用者の地域生活を前提とし、それを維持または可能とするようリハビリテーションを提供することや、利用者の人権尊重である。すなわち福祉施設とは利用者を保護・指導する場ではなく、利用者が自立支援サービスを受ける場なのである。

なお、この「サービス評価」は、福祉サービスの利用制度化に伴い新たに設けられたものであるが、その他にも利用者保護のための制度として、今回の改革に伴い地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度、事業者のサービス内容に関する情報提供等が新しく作られた。

この他、法人の自主的な経営が可能となるとともに新たな会計基準の導入や財務諸表などの情報開示が義務づけられることになった。

(4) 地域福祉時代の社会福祉施設

今、障害者福祉施策レベルでは、福祉サービス提供システムをどう作るかが重要な課題である。当市では、現在総合的な地域リ

ハビリテーションシステムを整備に取り組んでいるが、障害者をめぐる社会的状況の変化とともにリハビリテーションニーズも様変わりした。現在では従来の医学的リハビリテーションの整備とともに、地域生活での最適生活を獲得するためのリハビリテーションが求められ、障害を問わずに「いつでも、どこでも、だれでも」サービスを受けられる体制の整備を急いでいる。こうした中で今後は、福祉施設の役割分担が進むことが予想される。すなわち市民が身近に利用できる小規模施設と療育や専門的リハビリテーションを提供したり、小規模施設をバックアップする中核的施設への役割分化である。特に中核的施設には、利用者の個別ニーズに合わせた専門的サービスの提供機関としての役割が期待される。自閉症教育で著名な石井は、入所施設の多くは単なる介護施設であり専門的サービスが実は不足していると述べ、「今後の社会福祉の専門性を確立していくために、そして、より利用者に適切なサービスを提供するために、専門的入所施設は欠かせない」(注5)と指摘するが、そのように今後の中核的施設は、専門性の高い、真に利用者の自立支援を提供する機能(リハビリテーションなど)を持つことになると思われる。

5. 「社会福祉基礎構造改革」のソフト面 〜社会福祉専門職

「社会福祉基礎構造改革」においては、ソフト面の改革がハード面と同じくらい重要である。ここでは、直接福祉サービスの提供に携わる社会福祉専門職の状況について簡単に触れたい。戦後長期に渡って我が国の福祉専門職は、社会福祉主事と保母と

いう二つの資格だけであった。しかしその後の福祉ニーズの変化により、専門的知識や専門的技術そして倫理性を持った専門職員の必要性が高くなり、昭和六十二年社会福祉士・介護福祉士法が制定された。言語聴覚士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格制度はその後加わったものである。

こうした福祉業務の専門化と役割分化は今後ますます進むものと思われる。例えば障害者保健福祉分野では、医学的・教育的・社会的・職業的の各リハビリテーション毎に様々な職種が関わり、地域リハビリテーションシステム、地域ケアシステムの中での役割と能力をもつことが期待されている。そしてその何れの職種にも、利用者と対等な関係に立ち、専門的援助技術を用いながら、幅広い専門性、経済性、地域性、倫理性をもつ質の高いサービスを提供することが求められている。

6. 指導的福祉専門職 (ソーシャルワーカー) の必要性

以上述べてきたように、「社会福祉基礎構造改革」は、福祉専門職にとり職場のあり方から利用者との関係、業務内容、資格制度まで、業務全体にわたる大きな変化をもたらすものである。こうした状況において、私は指導的福祉専門職の役割の重要性を指摘したい。

社会福祉分野では指導的役割を担う福祉専門職はソーシャルワーカーと呼ばれる。京極によれば、ソーシャルワーカーとは、「社会福祉分野で指導的従事者として、あるいは相談援助などの専門職としてその実践に関わっている人」で、「高度な専門知識、専門技術を一定の教育、訓練によって

取得し、それを駆使できる人」、すなわち福祉専門職の中でも「指導的な人たちのこと」(注6)である。その専門性には、個々の利用者が自己実現のために必要とするサービス提供と地域の福祉ニーズに応えるためのあらゆる活動が含まれる。例えば、利用者のニーズを見極めながら、福祉制度やシステムを利用してその人に適切な福祉サービスを提供していく技術、様々な専門職のグループを組織化し、利用者個人や地域の福祉ニーズに応える指導力、そして「福祉哲学」の実践力である。

「福祉哲学」とは、橋本によれば、「尊厳のある生活をすべての人にいつでも保障すること」であり、もてる能力を最高に発揮して生きるその人らしい生活を、人生のどのステージにおいてもすべてのひとに保障するということである。「こうした理念に基づく福祉の哲学は、人権を何よりも大切に社会においては何も変わらないし変えてはならないことである」(注7)とかく仕組みの改革ばかりが強調されがちであるからこそ、このことは非常に重要であると思う。

このような技術を持つソーシャルワーカーは、今後自治体行政においても重要な意味を持つ。なぜなら、住民自治の進展とともに市民ニーズを事業や施策に反映することが重要であるが、それには現場から提言できる指導者の専門職の存在が不可欠だからである。また、福祉サービス提供主体の多様化とともに、福祉現場の状況を把握し指導できる人材が必要である。これからの自治体にとって指導的役割を担う社会福祉専門職の確保と育成は重要な課題の一つ

7. まとめ

「医療・福祉事業の成否は優れた人材の確保に掛かっている。いかなる近代的な設備とシステムを整備しても優れたリハビリテーション専門職の参加がなければ、障害者・障害児のニーズに応えることはできない。優れた人材こそ、リハビリテーションシステムの根幹をなす」(川崎市における総合的な地域リハビリテーションシステム構想について)。ここに示されているように、「社会福祉基礎構造改革」の進展とともに新たな福祉施策を展開していくためには、「福祉哲学」の実践できる、専門的知識や技術を持った社会福祉専門職が必要である。特に自治体においては、施設運営や施策提言のできる指導的役割の福祉専門職が不可欠であると思う。

●参考文献

- 注1 社会福祉職連絡協議会発行「かわら版」京極高富「二世紀に求められる社会福祉の枠組み」『月刊福祉』八、一九九
- 注2 丸尾直美「社会保障の構造改革と介護保険」『社会福祉研究』第七五号
- 注3 佐々木恒夫「利用者主体の福祉サービス提供における国、地方公共団体の役割について」『月刊福祉』七二〇〇〇
- 注4 松下圭一著「自治体は変わるか」岩波新書、一九九
- 注5 吉田和男他著「財政システム」有斐閣、一九九
- 注6 西尾勝「行政の活動」有斐閣、二〇〇〇
- 注7 京極高富監修「現代福祉学レクシオン」雄山閣出版、一九九三
- 注8 佐藤進・児島美都子編「社会福祉の法律入門」第三版、一九九六
- 注9 炭谷茂「社会福祉基礎構造改革の理念と方向」月刊福祉一、一九九八
- 注10 古川孝順「社会福祉の制度・政策のパラダイム転換」社会福祉研究、第六五号
- 注11 橋本泰子「ソーシャルワーカー、ケアワーカーとしての福祉哲学」月刊福祉、五二〇〇〇
- 注12 原田尚彦「地方自治の法と仕組み」学陽書房、一九九五
- 注13 高松・石井「対談 福祉の焦点」ノーマライゼーション「理念の具現化に向けて」月刊福祉、二一九九
- 注14 京極高富「福祉専門職の展望」全国社会福祉協議会
- 注15 橋本泰子「前掲

とにかく現代は情報が多過ぎます。この先、本格的なIT時代が到来すると、瞬時にして、とてもない数の情報が集まりますので、出来るだけ早くそれを分析しつつ、不要なものを捨てていかなければなりません。個人はもちろん大変ですが、自治体も大変です。

分権といっても、要は自治体の自己責任が増えることですから、そのつもりで我々も情報に接し、それを処理しながら正しい進路を見極めていく必要があります。その意味では、この『政策情報かわさき』の役割は、今後ますます重要になり、編集部一同、改めてその責任の重さを感じております。(総合企画局都市政策部長 河原茂)

◆分権「ぶんけん」「職場でーする」(例)あなたは気の進まない宴会旅行に行く。それはみんな決めたことだから。宴会では単価の高いアルコール類や料理が注文され無駄に消費される。むかしながらどうせ会費だと思いついて、あなたは価格も確かめずに適当に追加注文したりする。翌日、会費が不足し更に追加徴収されたあなたは、ますます気が進まなくなる。翌年あなたは、中止を提案するが、恒例行事だ何だと訳の解らない理由で、いつのまにか決まってしまう。このとき、あなたが断固として不参加と会費不払いを意思表示したとすると、それが全員から社会的非難なしに尊重されるシステム。

◇凡例 あなたは地域住民、会費は税金、宴会は行政施策

(経済局商業振興課主査 川村真一) ◆「IT革命」が今年の流行語大賞に選ばれた。その日本に最も必要な政策は、通信料金を値下げすることではないだろうか。通信料を気にしなくて済む定額料金制の常時接続は、一番安いCATVでも月額六千円程度である。i modeの加入者が一千万人を超え、パソコンが一〇万円で買える今、『電子政府』や『電子市役所』、『電子商取引』が社

会的に機能するためには、低廉な通信料金が必須である。月額二万円程度で使い放題を期待したい。(消防局警防部指令課 竹山一久)

◆朝思ひ立って箱根の湯取道に行った。小春日の穏やかな陽射しの中、綿毛になったすすきがすくすくと立ちやがやかな声が聞こえ、一五、六人がお弁当を広げていた。どこの山に行っても中高年の女性でいっぱいである。何組かのパーティーには、そのつれあいらしき男性がちらほらいるが、おしやべりをして元氣なのは何と言っても中高年の女性である。今年は何組かのバスジャック事件、渋谷の金属バット事件など一七才の事件が相次いで起きていた。そして子供虐待のニュースも後を立たない。「地域社会の崩壊」が言われて久しいが、子育てには地域社会のサポートが是非必要である。「少子高齢社会」の二一世紀の健康づくりに、この中高年女性の健康的な元氣ハワーに大きな期待を寄せたい。

(高津区役所高津保健所主査 柴静枝) ◆分権時代、自治体はどう動いていくのか。本号では自治体要綱に関する論文が掲載されている。いくつかの職場の要綱を調べてみると、要綱という名称で策定されているものは多い。要綱という開発規制要綱のイメージが強いが、実際の内容は様々である。要綱の条例化が叫ばれる中、市民生活に係わりを持つ政策的な施策などを、今後の条例化を視野に入れながらも「市民に公開された」要綱により機動性のある戦略的な取組として試行することも重要ではないかと思っている。(総合企画局企画調整課主査 高橋勝美)

◆区役所にいると市民の方々の生の声を直接聞く機会に恵まれるが、そこでふと感じるのは、市民の方々は川崎市に魅力を感じているのだろうか、ということ。地方分権が進めば進むほど、自治体の特徴・魅力が際立っていくことになるはず。そのとき、魅力のない自治体に市民は住んでくれるのでしょうか。「川崎市に住みたい」と思ってくれる自治体への変貌こそ川崎市の課題であり、来るべき地方分権に勝ち残ることができるのではないだろうか。(中原区役所市民税課 飯嶋謙介)

◆切った張ったの「やくざの世界」は港灣に二五年間在籍して、総務局の職員研修所に来たのが平成一〇年の四月でした。二日酔いで息が臭いなどはもつてのほか、という上品な世界に身をおいて、もうすぐ三年になるうとしています。

◆今年「政策情報かわさき」の編集委員になりました。正に一八〇度の変化を経験しています。私自身はこの変化を楽しんでいます。自治体をめぐる急激な変化はどうでしょうか。この変化に対応できているでしょうか。対応するためには何が必要でしょうか。

私は職員の質を高めることが必要であると考えています。分権時代の自治体像とは分権時代の職員像だと思います。(総務局職員研修所副主幹 棚山文夫)

◆「事務局あとかぎ」 ◆本号も前号に負けず盛りだくさんのメニューで、川崎市の元氣職員の姿をお見せすることができました。「分権」について試行錯誤ではありませんが、川崎市の取り組みの現状を収録しています。本誌を契機に、他都市との交流が一段と活発になることを願っています。

(総合企画局都市政策部主幹 大矢野修) ◆最近の自治体選挙をみると、大きな変動が起きているように見える。それぞれの自治体に住む市民が、それぞれにふさわしいリーダーを主体的に選択する傾向になった。分権時代といわれながら、各級の選挙の投票率をみると、自治体の首長選挙が最も低いことがかりだった。市民参加の基本である選挙への関心が高まってきた。さあ、分権改革、これからが本番だ。

(同部副主幹 板橋洋一) ◆今回は分権改革をテーマとしてとりあげました。機関委任事務の廃止など大きな改革はありますが、今般の分権改革は考え方を変えるということであり、四月一日を境に劇的な変化が自治体現場で目に見えておこなわれるものではありません。それは長い歴史の積み重ねのうえにあり、これから脈々と続けられて行く継続的な改革です。多大な期待も過度の失望も厳に慎しむべきであり、自

治体現場から生起する課題としんしん向き合うことこそが求められていると考えます。今回の特集などで報告されている「子どもの権利条例」や、「住宅基本条例」もそのような試みの結果であり、日々繰り返される事務を大切にすることからの、次の展開があるものと思えます。(同部副主幹 伊藤和良)

◆子どもの権利条例が川崎市議会に上程される。条例では、子どもの権利を7つの柱にまとめていくが、権利を言うばかりで子どもを甘やかすことにならないのか。どのように権利保障の実効性を高めるのかなど様々な反響があるようだ。権利保障の取り組みは、決して行政だけでやれるわけではないし、また、やるべきものでもない。川崎という地域社会の中で、子ども、親、おとな、市民、事業者、NPO、行政など多くの主体が、それぞれの視点で子どもの権利について考え合うこと、その継続的な営みこそが現状を改善する源泉になるのだと思う。新世紀に向けて、こうした確かな土壌を川崎の中に如何に構築できるかが問われている。(同部主査 土方慎也)

◆先日BAYSを見ました。キューバ危機の回避に立ち向かう人々の動きがリアルに表現されており、感動を覚えました。二一世紀という新しい時代を迎え、第三の改革といわれる分権改革を進めている現在の状況は、近い将来、振り返ってみれば歴史的な出来事であったと言われるのかもしれない。そのためには、大統領を中心とした人々の努力により、危機が回避されたように、各自がそれを自分の課題として認識し、取り組んでいくのが重要なだろうと感じている。この頃です。(同部 鈴木洋昌)

投稿をお待ちしています

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとまとめて同部政策課題調査担当までお送りください。



9784905913764

ISBN4-905913-76-4

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)



政策情報かわさき 第9号

2000年 12月20日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局都市政策部

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-211-8354

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640